

# 滋賀県の廃棄物

令和4年度



滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

令和4年度「ごみ減量化と環境美化に関する標語・ポスターコンクール」最優秀賞・優秀賞者

○標語の部

最優秀賞 「ポイすてで びわこのいきもの ないている」

小林 律花さん 近江八幡市立金田小学校3年

優秀賞 かんきょうを まもって心も きれいにね  
しがの自然 未来をまろう いつまでも  
リサイクル 地球を守る 思いやり  
エコバック ごみをへらすと いいきもち  
そのゴミが 流れて行くよ びわ湖まで

岩堀 寛人さん 近江八幡市立金田小学校3年  
上久保 香奈さん 近江八幡市立金田小学校3年  
所 明梨さん 私立立命館守山中学校2年  
原田 樹さん 近江八幡市立金田小学校3年  
山本 希未さん 大津市立皇子山中学校1年

○ポスターの部

最優秀賞 (表紙の絵) 山本 浩子さん 一般

優秀賞



東野 葵衣さん  
大津市立粟津中学校3年



山本 早苗さん  
草津市立山田小学校5年

受賞者の所属学校等は受賞時のものです。

# はじめに

社会や経済の発展に伴い、私たちの生活は豊かなものになりました。一方、地球規模で資源の枯渇や環境破壊といった諸問題が顕在化し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムが見直されています。

我が国では、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法等の環境関連法の整備が図られ、従来は廃棄されてきた資源の利活用の促進が進められています。

また、企業や県民においても環境への意識が向上し、資源を大量かつ急速に消費する社会から3Rを推進する循環型社会への転換に向けた取組が進められています。

3Rとは、「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」を総称した言葉です。

「リデュース（発生抑制）」とは、廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること。

「リユース（再使用）」とは、一度使用された製品をできる限り繰り返し使用すること。

「リサイクル（再生利用）」とは再使用できないものでも、再生利用により資源としてできる限り利用すること。

そして、3Rを実践してもなお、資源として利用できないものについては、熱回収や最終処分を行うこととされています。

本県においても、「第五次滋賀県環境総合計画」に基づき環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、廃棄物の発生抑制等による減量や適正処理の観点から循環型社会の形成を推進するため、令和3年7月に「第五次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、県民、事業者、行政などの各主体の協力のもと、ごみ減量に向けて過剰な使用を避けるリデュース等を徹底した上で、それでも使用が必要な場合にはリサイクルなど有効活用を図る発想により、引き続き2R（リデュース・リユース）を重視した3Rの取組を進めてまいります。

本書は、本県の廃棄物処理の概要や現状を取りまとめ、県民、事業者、行政などが循環型社会の実現に向けた取組を進めるための基礎資料として作成したものであり、多くの皆様に御活用いただければ幸いです。

令和5年3月

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

# 目 次

I	廃棄物の分類	1
II	一般廃棄物 ごみ処理の概要	2
1	ごみの排出量	2
2	ごみ処理の状況	4
3	資源化の状況	7
III	一般廃棄物 生活排水処理の概要	20
1	し尿処理の状況	21
2	生活雑排水処理の状況	24
IV	一般廃棄物 処理事業の概要	28
1	一般廃棄物処理事業経費と有料化状況	28
2	事務組合の組織状況	30
3	一般廃棄物処理施設等の整備状況	31
(1)	焼却処理施設	31
(2)	再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等	35
(3)	埋立処分地	37
(4)	し尿処理施設	38
(5)	浄化槽	40

V	産業廃棄物の概要	42
1	産業廃棄物の排出量	42
(1)	産業廃棄物の総排出量	42
(2)	産業廃棄物の種類別排出量	43
2	産業廃棄物の処理状況	44
3	産業廃棄物処理業者の状況	47
(1)	収集運搬業者の収集運搬量	47
(2)	中間処理施設での処理状況	47
(3)	最終処分場での処理状況	48
(4)	許可登録状況	49
4	産業廃棄物処理施設の状況	51
5	公共関与による産業廃棄物処理事業	53
6	PCB廃棄物保管状況等届出の状況	54
7	監視指導等の状況	55
8	不法投棄等の状況	56
9	不法投棄対策	57
(1)	地域ごみ対策会議の開催	57
(2)	不法投棄防止強調月間事業	57
(3)	地域協働原状回復事業	58
(4)	その他の事業	58

# I 廃棄物の分類

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみや生活排水などの「一般廃棄物」と、工場などでの事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。

一般廃棄物については市町村が総括的な責任を有し、産業廃棄物については事業者の責任で処理することとなっています。

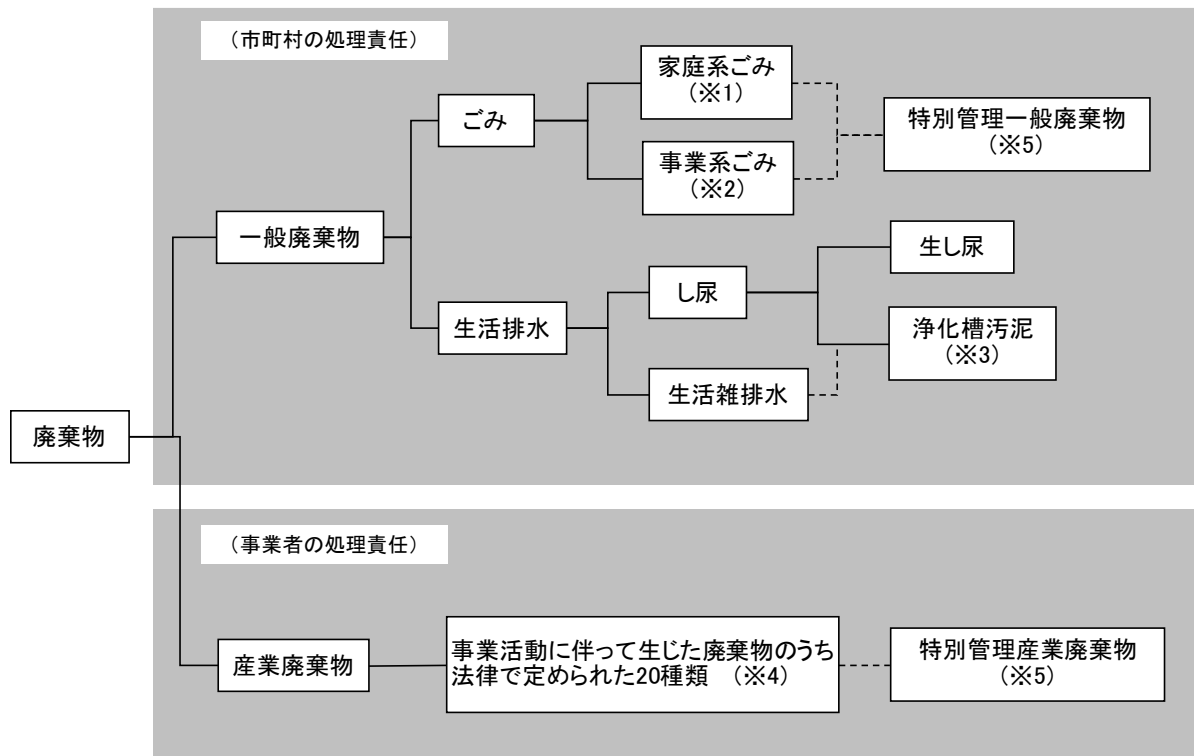


図-1 廃棄物の分類

- ※1 家庭から排出されるごみ(生活ごみ)
- ※2 事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物にあたらないもの
- ※3 一部地域に設置している浄化槽から収集された汚泥
- ※4 燃えがら／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動植物性残さ／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず／鋳さい／がれき類／動物系固形不要物／動物のふん尿／動物の死体／ばいじん／上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（例えばコンクリート固型化物）（他に「輸入された廃棄物」があり、これを含めると21種類となる）
- ※5 爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

## II 一般廃棄物 ごみ処理の概要

### 1 ごみの排出量

令和2年度における本県のごみ総排出量は425,971t、1人1日当たりごみ排出量は822gであり、前年度に比べてごみ総排出量、1人1日当たりごみ排出量ともに減少しています。

また、平成23年度以前と同様に総人口に外国人人口を含めず算出した場合、1人1日当たりごみ排出量は840gとなり、こちらについても前年度に比べてごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量は減少しています。全国平均における1人1日当たりごみ排出量についても前年度に比べて減少しています。

また、市町等のごみ処理施設への搬入量に占める家庭系ごみの割合は74%、事業系の割合は26%となっています。

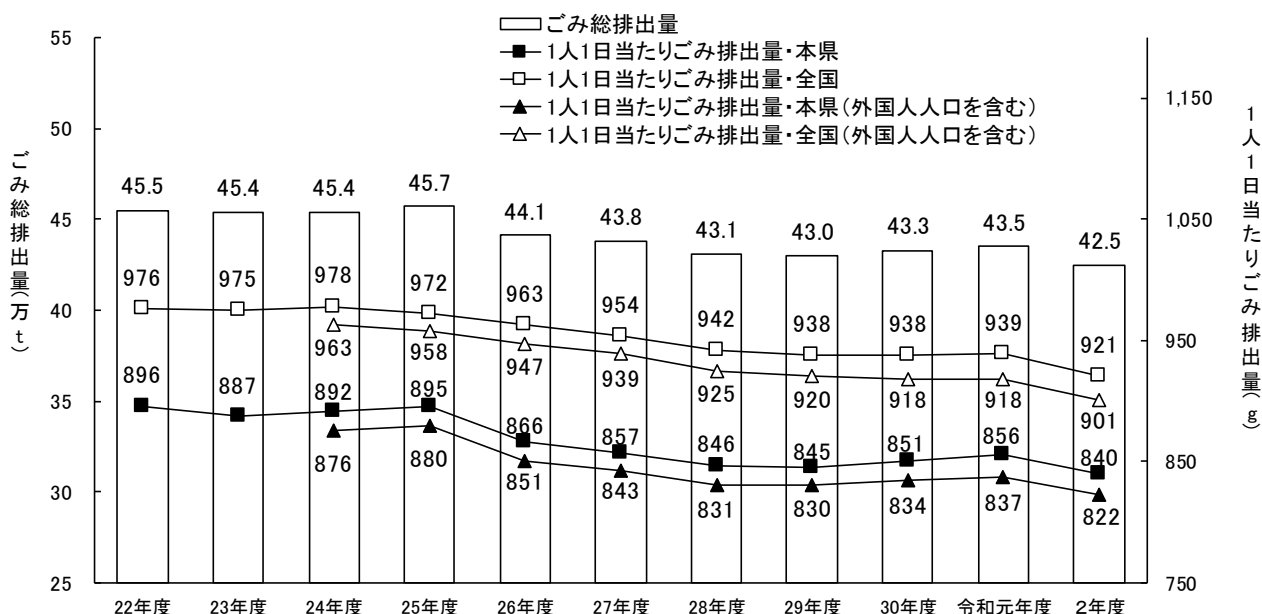


図-2 ごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移

(注1) △および▲は、外国人人口を含む場合の1人1日当たりごみ排出量(平成24年7月9日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象となりました。このため、平成24年度から総人口(住民基本台帳人口)に外国人人口を含むことになりました。)

(注2) ごみ総排出量の定義は平成17年度から変更されています。

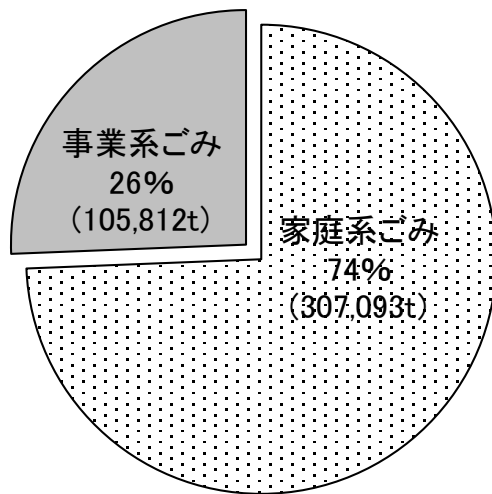
#### ●ごみ総排出量の定義

国において公表しているごみ総排出量の定義は、平成17年度実績より「収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量」(旧定義)から、「収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量」(新定義)に変更となりました。

#### ●1人1日当たりごみ排出量

$$1人1日当たりごみ排出量 = \text{総排出量} \div \text{総人口} \div 365^{**}$$

※閏年では366



搬入量 (t)	
家庭系ごみ	307,093
事業系ごみ	105,812
合計	412,905

図-3 家庭系ごみ・事業系ごみの搬入量割合(令和2年度)

表-1 市町別ごみ排出量(令和2年度)

市町名								搬入量(≒処理量)		集回回収量	総排出量	自家処理量
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	混合ごみ	収集ごみ量	直接搬入ごみ				
大津市	82,569	3,083	7,809	69	1,014	0	94,544	2,993	97,537	6,295	103,832	0
彦根市	25,096	0	2,279	183	100	0	27,658	4,060	31,718	1,257	32,975	0
長浜市	23,883	1,574	3,950	90	611	0	30,108	5,324	35,432	0	35,432	0
近江八幡市	20,023	656	1,400	0	73	0	22,152	3,430	25,582	817	26,399	0
草津市	31,617	306	3,580	0	250	719	36,472	2,273	38,745	2,586	41,331	0
守山市	12,969	3,985	4,643	0	302	0	21,899	1,554	23,453	0	23,453	0
栗東市	13,964	1,071	3,447	18	0	0	18,500	2,435	20,935	0	20,935	0
甲賀市	19,053	832	4,088	19	686	0	24,678	4,674	29,352	0	29,352	0
野洲市	9,285	468	1,276	17	234	0	11,280	2,987	14,267	0	14,267	0
湖南市	12,682	250	1,335	0	29	0	14,296	1,124	15,420	469	15,889	0
高島市	12,500	535	1,063	30	32	0	14,160	1,638	15,798	0	15,798	0
東近江市	26,094	1,327	2,488	3	43	0	29,955	3,149	33,104	828	33,932	0
米原市	7,117	606	1,491	26	240	0	9,480	1,198	10,678	0	10,678	0
日野町	4,980	204	401	0	37	0	5,622	592	6,214	568	6,782	0
竜王町	3,347	109	239	0	40	0	3,735	182	3,917	25	3,942	0
愛荘町	3,706	140	265	88	467	0	4,666	360	5,026	0	5,026	0
豊郷町	1,131	96	163	0	139	0	1,529	409	1,938	0	1,938	0
甲良町	1,232	105	110	0	278	0	1,725	38	1,763	10	1,773	0
多賀町	1,554	126	160	0	151	0	1,991	35	2,026	211	2,237	0
合計	312,802	15,473	40,187	543	4,726	719	374,450	38,455	412,905	13,066	425,971	0



## 2 ごみ処理の状況

令和2年度におけるごみ搬入量は412,905t、ごみ処理量は414,457tとなり、図-4のとおり処理されました（前年度保管残量等があるため、ごみ搬入量とごみ処理量は一致しません）。

このうち資源化されたのは64,072tであり、集団回収による資源化量を含めた総資源化量は77,138tとなります。最終処分量は41,938tで、昨年度よりも減少しています（前年度最終処分量は43,663t）。

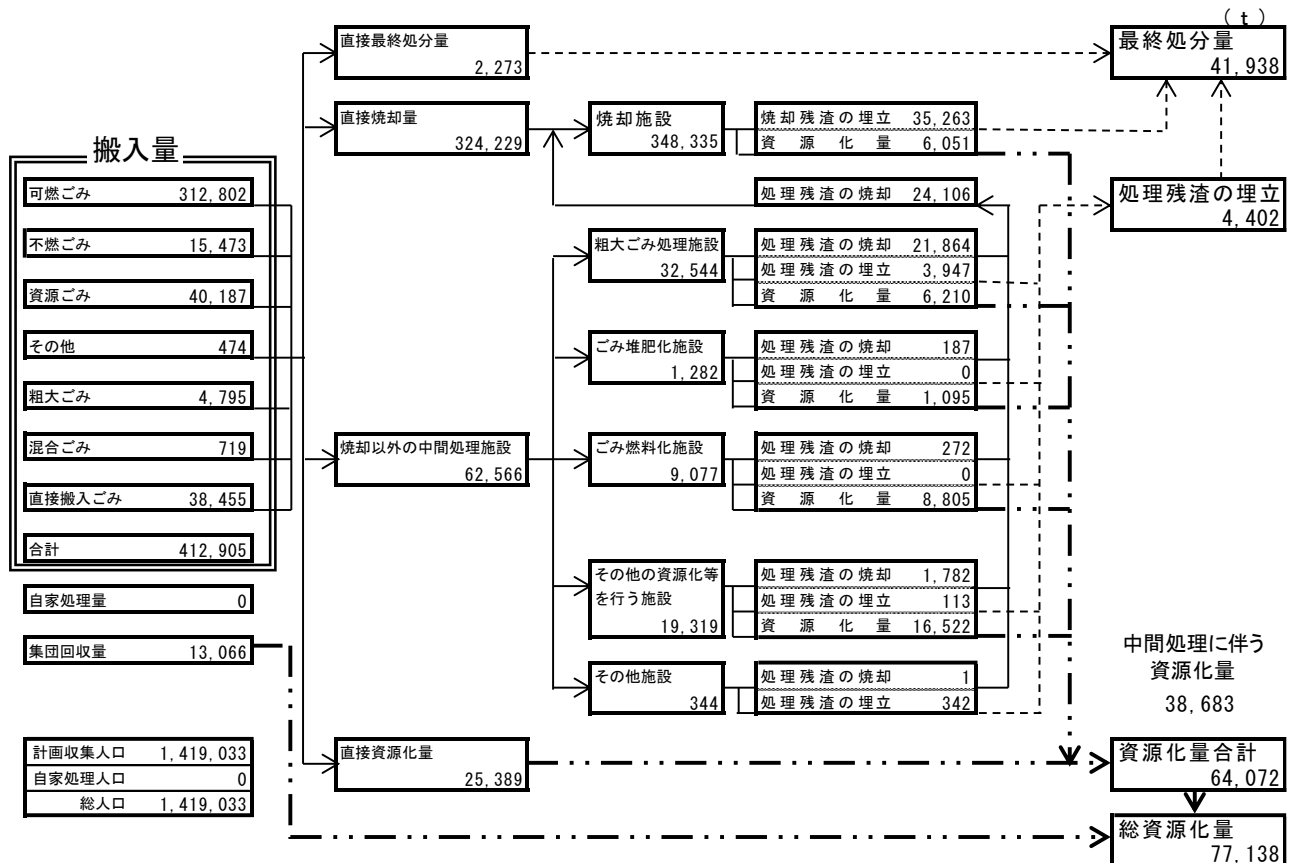
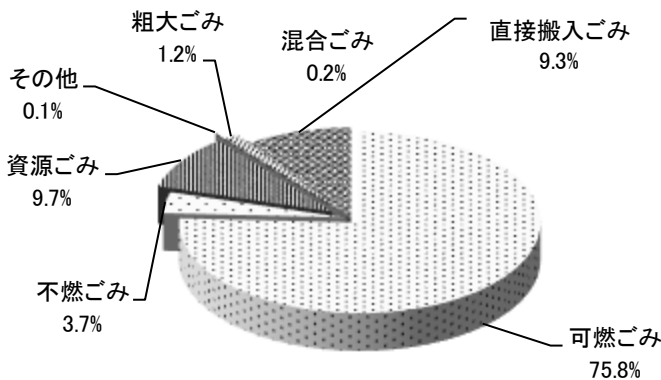


図-4 ごみ処理の状況(令和2年度)

(注)「総人口」は、10月1日における住民基本台帳の人口です。



	搬入量 (t)
可燃ごみ	312,802
不燃ごみ	15,473
資源ごみ	40,187
その他	474
粗大ごみ	4,795
混合ごみ	719
直接搬入ごみ	38,455
合計	412,905

図-5 ごみ搬入量の内訳(令和2年度)

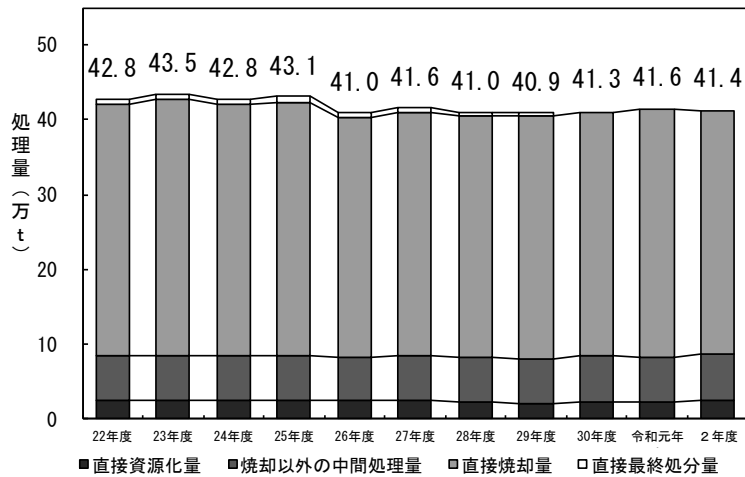


図-6 ごみ処理量の推移

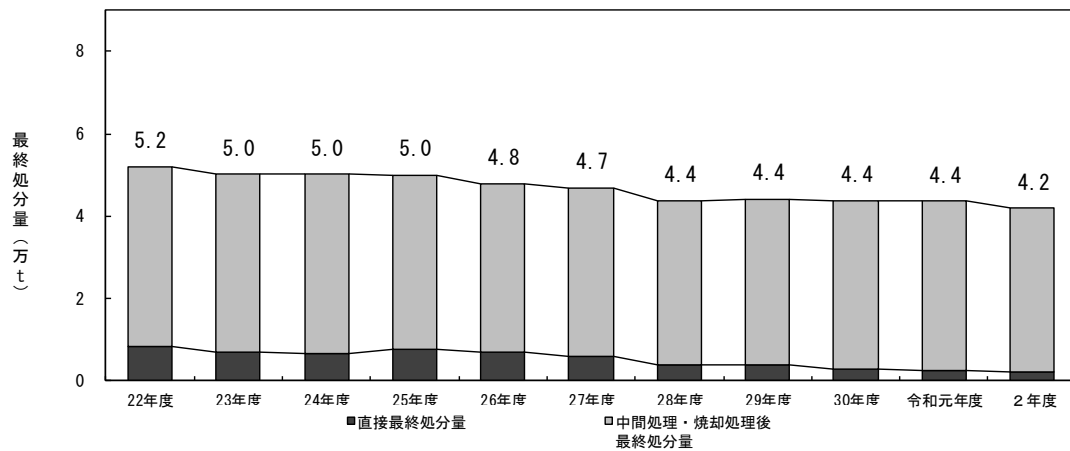


図-7 最終処分量の推移

表－２ 市町別ごみ処理量(令和２年度)

(t)

市町名	直接資源化量	資源化施設					焼却以外の 中間処理量	直接焼却量	直接最終 処分量	処理量 (≒搬入量)
		粗大ごみ 処理施設	ごみ堆肥 化施設	ごみ燃料 化施設	その他の資源 化を行う施設	その他 施設				
大津市	5,083	5,160	0	0	4,432	0	9,592	82,648	214	97,537
彦根市	826	2,193	0	0	2,306	0	4,499	27,280	0	32,605
長浜市	3,124	4,412	0	0	916	0	5,328	26,952	190	35,594
近江八幡市	1,916	2,086	0	0	292	0	2,378	21,637	0	25,931
草津市	0	2,080	0	0	4,342	344	6,766	32,706	0	39,472
守山市	3,574	5,512	0	0	1,745	0	7,257	13,059	0	23,890
栗東市	3,132	1,483	66	0	1,552	0	3,101	14,618	83	20,934
甲賀市	1,680	1,054	1,216	847	399	0	3,516	23,727	472	29,395
野洲市	1,105	1,752	0	0	0	0	1,752	10,814	328	13,999
湖南市	546	708	0	0	792	0	1,500	12,321	0	14,367
高島市	519	1,450	0	0	952	0	2,402	12,500	377	15,798
東近江市	1,670	2,200	0	0	221	0	2,421	29,030	79	33,200
米原市	1,170	1,421	0	0	347	0	1,768	7,736	20	10,694
日野町	353	283	0	0	52	0	335	5,672	13	6,373
竜王町	207	142	0	0	33	0	175	3,529	7	3,918
愛荘町	215	469	0	3,898	349	0	4,716	0	95	5,026
豊郷町	0	139	0	1,507	160	0	1,806	0	130	1,936
甲良町	109	0	0	1,249	278	0	1,527	0	126	1,762
多賀町	160	0	0	1,576	151	0	1,727	0	139	2,026
合計	25,389	32,544	1,282	9,077	19,319	344	62,566	324,229	2,273	414,457

(注1) その他の資源化を行う施設：不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包施設等

(注2) その他施設：資源化を目的とせず、埋立処分のための破碎・減容化等を行う施設

### 3 資源化の状況

令和2年度の総資源化量は77,138t、リサイクル率は18.0%となっています。

資源化量の内訳では直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量があり、そのうち中間処理後再生利用では、その他の資源化等を行う施設（資源ごみの圧縮・梱包施設等）での資源化量が約4割を占めています。

また、資源化量の内訳では紙類が36.4%を占めています。

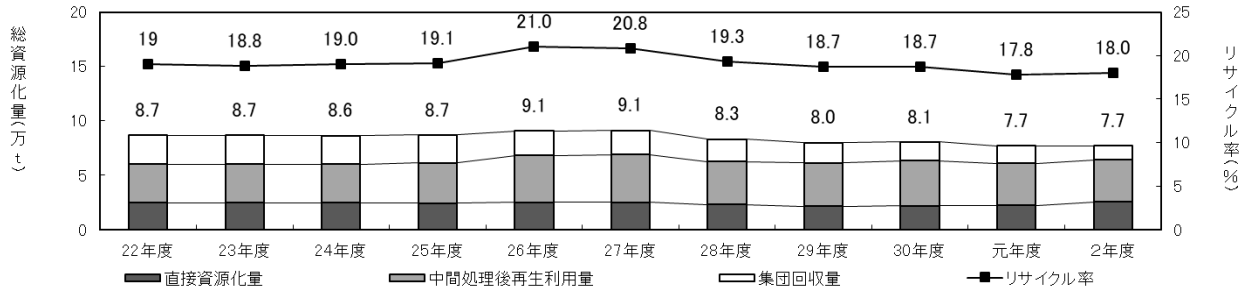


図-8 総資源化量とリサイクル率の推移

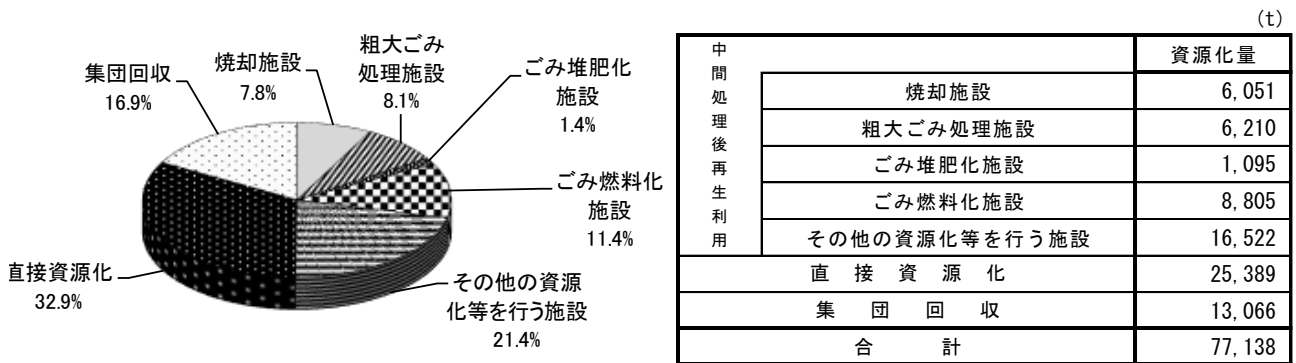


図-9 処理施設別資源化量の内訳 (令和2年度)

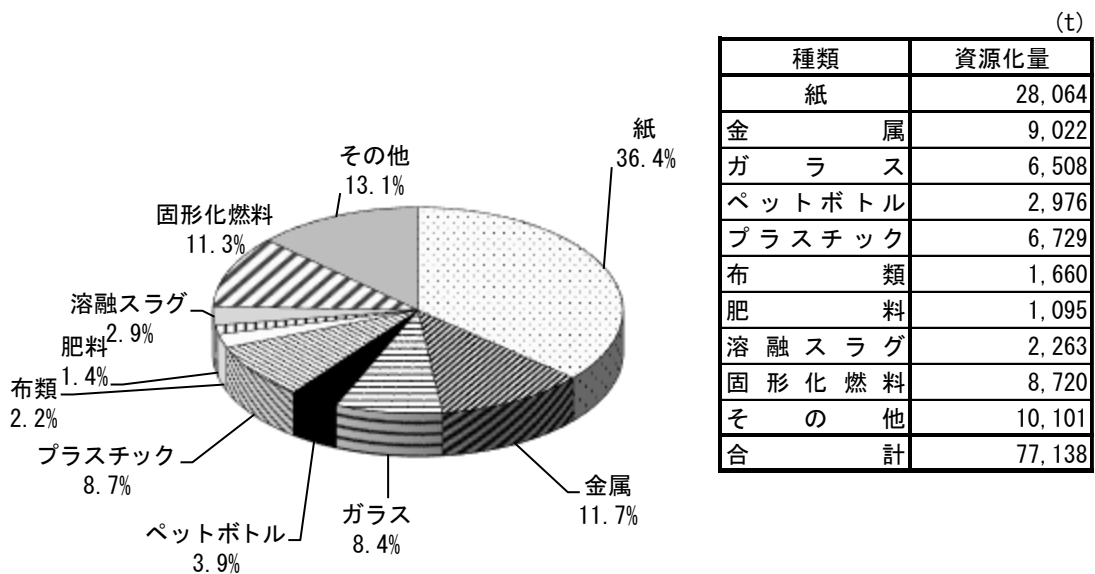


図-10 資源化量の内訳 (令和2年度)

表－3 市町別資源化量、リサイクル率(令和2年度)

市町名	総人口 (人)	ごみ 総排出量 (t)	1人1日当たりごみ排出量		ごみ処理量 (t)	総資源化量		リサイクル率 (%)
			(g)	外国人を 含まない場合 (g)		(t)	うち 集団回収量 (t)	
大津市	343,996	103,832	827	838	97,537	15,836	6,295	15.3
彦根市	112,480	32,975	803	803	32,605	4,283	1,257	12.6
長浜市	117,116	35,432	829	856	35,594	4,803	0	13.5
近江八幡市	82,223	26,399	880	896	25,931	3,300	817	12.3
草津市	135,839	41,331	834	852	39,472	6,787	2,586	16.1
守山市	84,131	23,453	764	774	23,890	5,770	0	24.2
栗東市	70,340	20,935	815	833	20,934	5,852	0	28.0
甲賀市	90,265	29,352	891	929	29,395	4,067	0	13.8
野洲市	51,063	14,267	765	776	13,999	2,585	0	18.5
湖南市	55,102	15,889	790	841	14,367	2,034	469	13.7
高島市	47,774	15,798	906	916	15,798	2,931	0	18.6
東近江市	113,798	33,932	817	846	33,200	5,144	828	15.1
米原市	38,614	10,678	758	769	10,694	1,759	0	16.4
日野町	21,322	6,782	871	899	6,373	1,402	568	20.2
竜王町	11,760	3,942	918	930	3,918	528	25	13.4
愛荘町	21,438	5,026	642	673	5,026	4,507	0	89.7
豊郷町	7,348	1,938	723	745	1,936	1,806	0	93.3
甲良町	6,818	1,773	712	720	1,762	1,646	10	92.9
多賀町	7,606	2,237	806	810	2,026	2,098	211	93.8
合計	1,419,033	425,971	822	840	414,457	77,138	13,066	18.0

(注1) リサイクル率＝総資源化量÷(ごみ処理量＋集団回収量)×100

(注2) 「総人口」は、10月1日における住民基本台帳の人口です。

(注3) 平成24年度以降は、総人口(住民基本台帳人口)に外国人人口を含みます。

表-4 容器包装リサイクル法に基づく市町分別収集・再商品化の状況  
(令和2年度・令和3年度)

[令和2年度]

市町名	無色ガラス容器				茶色ガラス容器				その他ガラス容器				ペットボトル				紙製容器包装			
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理
大津市	807.9	1.0	0.0	678.1	458.4	385.5	0.0	385.5	—	—	—	—	830.5	637.0	637.0	0.0	—	—	—	—
彦根市	344.8	302.2	0.0	302.2	272.3	229.1	0.0	229.1	191.9	151.7	151.7	0.0	253.2	254.1	254.1	0.0	—	—	—	—
近江八幡市	176.1	176.1	0.0	176.1	137.5	137.5	0.0	137.5	64.6	64.6	64.6	0.0	159.4	112.8	112.8	0.0	—	—	—	—
草津市	358.0	353.5	0.0	353.5	205.2	195.7	0.0	195.7	173.3	167.3	167.3	0.0	315.8	287.8	287.8	0.0	—	—	—	—
守山市	200.5	200.5	0.0	200.5	137.1	137.1	0.0	137.1	102.3	102.3	102.3	0.0	225.4	207.8	205.6	2.2	—	—	—	—
栗東市	154.5	176.5	0.0	176.5	115.9	111.0	0.0	111.0	58.8	73.6	0.0	73.6	147.2	145.6	145.6	0.0	—	—	—	—
甲賀市	226.2	226.2	0.0	226.2	179.9	179.9	0.0	179.9	74.0	74.0	0.0	74.0	180.9	170.8	0.0	170.8	—	—	—	—
野洲市	121.7	121.7	0.0	121.7	85.8	85.8	0.0	85.8	50.3	50.3	0.0	50.3	176.3	148.6	136.5	12.1	—	—	—	—
湖南市	132.0	132.0	0.0	132.0	75.4	75.4	0.0	75.4	41.4	41.4	0.0	41.4	188.4	188.4	0.0	188.4	—	—	—	—
高島市	146.3	143.2	0.0	143.2	129.4	125.1	0.0	125.1	62.0	60.0	60.0	0.0	116.3	108.1	108.1	0.0	—	—	—	—
東近江市	225.4	225.4	0.0	225.4	165.7	165.7	0.0	165.7	88.3	88.3	0.0	88.3	219.4	207.5	190.4	17.1	—	—	—	—
日野町	53.6	53.6	0.0	53.6	50.8	50.8	0.0	50.8	19.5	19.5	0.0	19.5	51.9	47.8	47.8	0.0	—	—	—	—
竜王町	25.2	25.2	0.0	25.2	21.5	21.5	0.0	21.5	9.8	9.8	0.0	9.8	33.3	31.6	31.6	0.0	—	—	—	—
愛荘町	35.6	35.6	0.0	35.6	35.0	35.0	0.0	35.0	8.1	8.1	0.0	8.1	37.7	37.7	37.7	0.0	—	—	—	—
豊郷町	15.7	15.7	0.0	15.7	16.0	16.0	0.0	16.0	5.1	5.1	0.0	5.1	108.7	108.7	108.7	0.0	—	—	—	—
甲良町	11.2	11.2	0.0	11.2	14.9	14.9	0.0	14.9	4.4	4.4	0.0	4.4	48.9	48.9	48.9	0.0	—	—	—	—
多賀町	12.2	12.2	0.0	12.2	11.6	11.6	0.0	11.6	4.5	4.5	0.0	4.5	47.6	47.6	47.6	0.0	—	—	—	—
湖北広域行政事務センター	324.1	332.7	0.0	332.7	283.2	277.8	0.0	277.8	121.9	130.1	0.0	130.1	299.1	299.1	0.0	299.1	46.5	46.5	0.0	46.5
合計	3,371.2	2,544.6	0.0	3,089.7	2,395.5	2,255.3	0.0	2,255.3	1,080.2	1,055.0	545.8	509.2	3,440.0	3,089.9	2,400.2	689.7	46.5	46.5	0.0	46.5

市町名	プラスチック製容器包装				白色トレイ				鋼製容器包装		アルミ製容器包装		紙パック		段ボール		合計	
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量
大津市	1,758.7	1,449.4	1,449.4	0.0	—	—	—	—	306.4	250.0	270.5	224.4	5.0	5.0	—	—	4,437.4	2,952.3
彦根市	974.6	711.2	711.2	0.0	—	—	—	—	126.5	127.0	74.3	74.7	6.7	6.7	556.9	556.9	2,801.1	2,413.6
近江八幡市	—	—	—	—	—	—	—	—	64.2	56.7	57.5	52.7	13.8	8.4	351.9	296.7	1,025.0	905.5
草津市	1,044.6	1,004.0	1,004.0	0.0	—	—	—	—	175.9	176.2	77.3	77.3	—	—	471.2	471.2	2,821.3	2,732.9
守山市	1,143.7	1,126.9	1,123.1	3.7	—	—	—	—	63.8	63.8	93.7	93.7	10.0	10.0	642.9	642.9	2,619.3	2,584.8
栗東市	1,008.3	715.3	715.3	0.0	—	—	—	—	95.5	95.5	83.2	83.2	1.8	2.6	547.8	547.8	2,212.9	1,950.9
甲賀市	—	—	—	—	23.9	16.7	0.0	16.7	90.8	90.8	67.9	67.9	12.6	12.6	425.7	425.7	1,282.0	1,264.6
野洲市	—	—	—	—	—	—	—	—	79.4	79.4	40.1	36.2	—	—	212.3	212.3	765.9	734.3
湖南市	471.9	471.9	—	471.9	1.2	1.2	0.0	1.2	56.1	55.4	40.3	39.1	0.9	0.0	80.7	7.9	1,088.2	1,012.7
高島市	8.1	0.8	0.8	0.0	—	—	—	—	51.1	43.0	45.1	39.3	1.6	1.6	159.3	159.3	719.3	680.4
東近江市	—	—	—	—	3.5	2.2	1.0	1.3	144.9	144.9	76.5	76.5	8.6	7.9	229.5	229.5	1,161.9	1,148.0
日野町	—	—	—	—	0.3	0.1	0.1	0.0	21.2	21.2	9.3	9.3	0.1	0.1	48.8	48.8	255.3	251.2
竜王町	—	—	—	—	0.2	0.1	0.1	0.0	7.3	7.3	16.8	16.8	2.9	2.9	45.5	45.5	162.5	160.7
愛荘町	—	—	—	—	2.9	2.9	0.0	2.9	30.7	30.7	21.3	21.3	—	—	10.4	10.4	181.7	181.8
豊郷町	—	—	—	—	4.2	4.2	4.2	0.0	12.4	12.4	1.9	1.9	—	—	10.5	10.5	174.5	174.5
甲良町	—	—	—	—	1.5	1.5	1.5	0.0	6.4	6.4	2.1	2.1	—	—	—	—	89.3	89.4
多賀町	—	—	—	—	0.9	0.9	0.9	0.0	4.6	4.6	1.6	1.6	0.9	0.9	—	—	83.9	83.9
湖北広域行政事務センター	1,163.5	948.0	871.4	76.6	23.9	8.1	0.0	8.1	169.2	154.3	71.8	65.9	55.9	53.7	883.3	853.3	3,442.4	3,169.4
合計	7,573.4	6,427.3	5,875.1	552.2	62.5	37.9	7.8	30.1	1,506.2	1,419.6	1,051.2	983.9	120.7	112.3	4,676.7	4,518.6	25,324.0	22,490.8

(注1) 湖北広域行政事務センター:長浜市、米原市  
(注2) 引渡: 容器包装リサイクル協会への引渡(各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ)  
(注3) 独自処理: 市町が独自に契約した処理業者による処理量  
(注4) 前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合があります。

[令和3年度]

(t/年)

市町名	無色ガラス容器				茶色ガラス容器				その他ガラス容器				ペットボトル				紙製容器包装			
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理
大津市	756.7	657.4	0.0	657.4	447.7	392.7	0.0	392.7	—	—	—	—	860.5	710.7	710.7	0.0	—	—	—	—
彦根市	315.4	282.8	0.0	282.8	246.2	209.2	0.0	209.2	196.6	155.0	155.0	0.0	261.3	263.2	263.2	0.0	—	—	—	—
近江八幡市	175.7	175.7	0.0	175.7	133.9	133.9	0.0	133.9	79.9	79.9	79.9	0.0	142.2	107.9	107.9	0.0	—	—	—	—
草津市	344.4	335.3	0.0	335.3	195.2	191.6	0.0	191.6	177.3	179.2	179.2	0.0	331.8	303.0	303.0	0.0	—	—	—	—
守山市	197.9	197.9	0.0	197.9	126.9	126.9	0.0	126.9	88.1	88.1	88.1	0.0	224.5	201.1	199.9	1.2	—	—	—	—
栗東市	161.1	157.0	0.0	157.0	104.3	97.0	0.0	97.0	59.3	59.6	0.0	59.6	152.0	144.6	144.6	0.0	—	—	—	—
甲賀市	216.8	216.8	0.0	216.8	173.4	173.4	0.0	173.4	77.2	77.2	0.0	77.2	186.6	176.4	0.0	176.4	—	—	—	—
野洲市	118.6	118.6	0.0	118.6	82.7	82.7	0.0	82.7	49.2	49.2	0.0	49.2	180.7	154.7	154.7	0.0	—	—	—	—
湖南市	130.0	130.0	0.0	130.0	78.1	78.1	0.0	78.1	35.6	35.6	0.0	35.6	157.9	157.9	0.0	157.9	—	—	—	—
高島市	134.6	141.9	0.0	141.9	104.7	109.9	0.0	109.9	59.8	66.3	66.3	0.0	105.2	103.7	103.7	0.0	—	—	—	—
東近江市	212.4	212.4	0.0	212.4	163.1	163.1	0.0	163.1	81.2	81.2	0.0	81.2	220.8	210.7	210.7	0.0	—	—	—	—
日野町	49.9	49.9	0.0	49.9	48.4	48.4	0.0	48.4	18.5	18.5	0.0	18.5	51.4	49.4	49.4	0.0	—	—	—	—
竜王町	24.3	24.3	0.0	24.3	21.4	21.4	0.0	21.4	9.3	9.3	0.0	9.3	32.9	30.9	30.9	0.0	—	—	—	—
愛荘町	32.5	32.5	0.0	32.5	27.4	27.4	0.0	27.4	7.9	7.9	0.0	7.9	52.2	48.7	48.7	0.0	—	—	—	—
豊郷町	15.1	15.1	0.0	15.1	15.6	15.6	0.0	15.6	5.6	5.6	0.0	5.6	20.8	20.8	20.8	0.0	—	—	—	—
甲良町	10.1	10.1	0.0	10.1	14.2	14.2	0.0	14.2	4.4	4.4	0.0	4.4	7.9	7.9	7.9	0.0	—	—	—	—
多賀町	10.7	10.7	0.0	10.7	10.5	10.5	0.0	10.5	4.6	4.6	0.0	4.6	9.1	9.1	9.1	0.0	—	—	—	—
湖北広域行政事務センター	313.2	315.8	0.0	315.8	288.6	289.9	0.0	289.9	122.2	121.6	0.0	121.6	302.4	302.4	0.0	302.4	44.4	44.4	0.0	44.4
合計	3,219.4	3,084.1	0.0	3,084.1	2,282.5	2,186.0	0.0	2,186.0	1,076.7	1,043.1	568.4	474.7	3,300.2	3,002.8	2,365.0	637.9	44.4	44.4	0.0	44.4

市町名	プラスチック製容器包装				白色トレイ				鋼製容器包装		アルミ製容器包装		紙パック		段ボール		合計	
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量
大津市	1,808.7	1,428.3	1,428.3	0.0	—	—	—	—	240.5	193.1	238.6	186.3	4.7	4.7	—	—	4,357.4	3,573.2
彦根市	981.4	705.0	705.0	0.0	—	—	—	—	121.3	119.3	78.7	78.4	4.0	4.0	536.0	536.0	2,740.9	2,353.0
近江八幡市	—	—	—	—	—	—	—	—	61.2	55.7	56.3	53.4	33.8	8.0	349.5	321.5	1,032.4	935.8
草津市	1,034.3	1,000.9	1,000.9	0.0	—	—	—	—	172.3	172.3	75.4	75.3	—	—	511.3	511.3	2,842.1	2,768.8
守山市	471.0	461.0	241.5	219.5	—	—	—	—	42.3	42.3	88.9	88.9	9.3	9.3	645.7	645.7	1,894.6	1,861.1
栗東市	688.5	688.5	0.0	0.0	—	—	—	—	89.6	89.6	77.8	77.8	1.9	1.8	540.7	540.7	1,875.2	1,856.6
甲賀市	—	—	—	—	23.1	16.6	0.0	16.6	87.7	87.7	69.8	69.8	12.4	12.4	427.7	427.7	1,274.7	1,257.9
野洲市	—	—	—	—	—	—	—	—	76.5	76.5	30.3	30.3	—	—	215.8	215.8	753.9	727.8
湖南市	380.0	380.0	0.0	380.0	0.9	0.9	0.0	0.9	52.6	52.1	36.9	36.2	0.7	0.7	96.7	96.7	969.4	968.1
高島市	2.0	0.6	0.6	0.0	—	—	—	—	51.6	39.7	36.7	39.1	1.3	1.3	163.1	164.1	659.1	666.5
東近江市	—	—	—	—	3.1	1.8	1.0	0.8	135.7	135.7	75.3	75.3	8.7	7.9	279.5	279.5	1,179.8	1,167.6
日野町	—	—	—	—	0.2	0.1	0.1	0.0	17.2	17.2	10.2	10.2	0.1	0.1	52.9	52.9	248.7	246.6
竜王町	—	—	—	—	0.2	0.1	0.1	0.0	7.0	6.5	14.3	11.9	1.5	1.5	42.4	39.2	153.5	145.1
愛荘町	—	—	—	—	0.5	0.5	0.0	0.5	28.0	28.0	18.3	18.3	—	—	13.6	13.6	180.4	177.0
豊郷町	—	—	—	—	0.4	0.4	0.4	0.0	11.7	11.7	1.8	1.8	—	—	9.8	9.8	80.8	80.8
甲良町	—	—	—	—	0.1	0.1	0.1	0.0	6.1	6.1	2.4	2.4	—	—	—	—	45.4	45.4
多賀町	—	—	—	—	0.1	0.1	0.1	0.0	4.3	4.3	2.1	2.0	0.9	0.9	—	—	42.4	42.3
湖北広域行政事務センター	1,134.5	925.1	925.1	0.0	24.4	18.8	0.0	18.8	160.0	77.7	68.6	30.9	52.7	49.3	844.0	685.2	3,354.8	2,861.0
合計	6,500.4	5,589.4	4,301.4	599.5	53.1	39.4	1.8	37.6	1,365.5	1,215.4	982.4	888.3	131.9	101.8	4,728.7	4,539.7	23,685.2	21,734.5

(注1) 湖北広域行政事務センター：長浜市、米原市

(注2) 引渡：容器包装リサイクル協会への引渡(各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ)

(注3) 独自処理量：市町が独自に契約した処理業者による処理量

(注4) 前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合があります。

表一5 ごみ収集を行う人口と1日1人あたりのごみ排出量

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
① 総人口 (人)	1,398,183	1,419,428	1,421,467	1,420,801	1,419,756	1,420,092	1,419,915	1,422,396	1,420,129	1,419,033
② 計画収集人口 (人)	1,398,183	1,419,428	1,421,467	1,420,801	1,419,756	1,420,092	1,419,915	1,422,396	1,420,129	1,419,033
③ 自家処理人口 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 収集ごみ量 (t/日)	1,084	1,088	1,084	1,063	1,046	1,036	1,029	1,034	1,041	1,026
⑤ 直接搬入量 (t/日)	83	85	98	85	91	88	98	105	104	105
⑥ 自家処理量 (t/日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 集団回収量 (t/日)	72	71	70	62	61	56	51	46	43	36
総排出量 (t/日)	1,240	1,244	1,251	1,209	1,197	1,181	1,178	1,186	1,189	1,167
1日1人当たり排出量 (総排出量/①)										
	本県 (g/人・日)	876	880	851	843	831	830	834	837	822
	全国 (g/人・日)	963	958	947	939	925	920	918	918	901

(注1) 「総人口」は、10月1日における住民基本台帳の人口です。

(注2) 平成24年度以降は、総人口(住民基本台帳人口)に外国人口を含みます。

(注3) 「計画処理区域内人口」はし尿処理に係る言葉です。非水洗化人口と水洗化人口の合計になります。

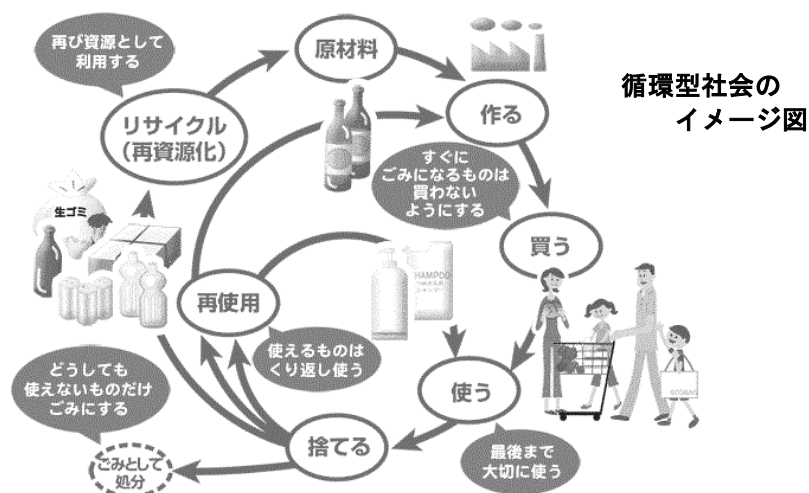


## ●循環型社会の形成

環境に対する意識の高まりを背景に、ごみの発生抑制や資源化を徹底する循環型社会の形成に向けた取組をより一層進めることが求められています。

平成 27 年（2015 年）9 月には、国連サミットで SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択され、17 のゴールと 169 のターゲットが設定され、そのうち国が特に注力すべき「優先課題 8 分野」を掲げており、廃棄物関係においては、具体的な施策等として「海洋ごみ対策（含む海洋プラスチックごみ）の推進」、「食品廃棄物の削減や活用」が挙げられています。特に、海洋ごみ対策では、陸上から流出するプラスチックごみ等による海洋環境汚染が世界的に問題となり、令和元年（2019 年）5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、同年 6 月に大阪で開催された G20 でも新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルーオーシャンビジョン」が採択されました。また、令和 4 年（2022 年）4 月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

本県では、こうした世界・国の動きや本県の廃棄物処理の現状・課題等を踏まえて、廃棄物の発生抑制等による減量や適正処理の観点から循環型社会形成をさらに進めるため、『第五次滋賀県廃棄物処理計画』を令和 3 年 7 月に策定しており、2R（リデュース・リユース）を重視した 3R に取り組んでいます。



### ◆滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会

滋賀県では、レジ袋などの買い物ごみの減量や食品ロス削減を進めるため、平成 29 年 8 月に「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」を改組し、事業者、団体および行政で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」を設置して、関係者間の情報共有や意見交換、連携した取組の検討を行っています。

令和元年 8 月には、協議会と県との連名で「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行ったところであり、今後はこれまでの取組を活かしつつ、プラスチックごみおよび食品ロスの一層の削減を推進していきます。

## ●プラスチックごみ削減の取組

### 1 レジ袋削減等の取組

#### (1) レジ袋削減協定

事業者、団体および行政で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」では、買い物に伴って生じるごみの減量や資源化の推進に取り組んでいます。平成25年2月に、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進するため、事業者、県民団体および行政が「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、同年4月より県域でレジ袋の無料配布中止等の取組を実施してきました。一方、令和2年7月からレジ袋の有料化が全国で義務化されたことを受け、レジ袋削減協定の見直しを進めてきました。

○協定締結事業者の店舗におけるレジ袋平均辞退率

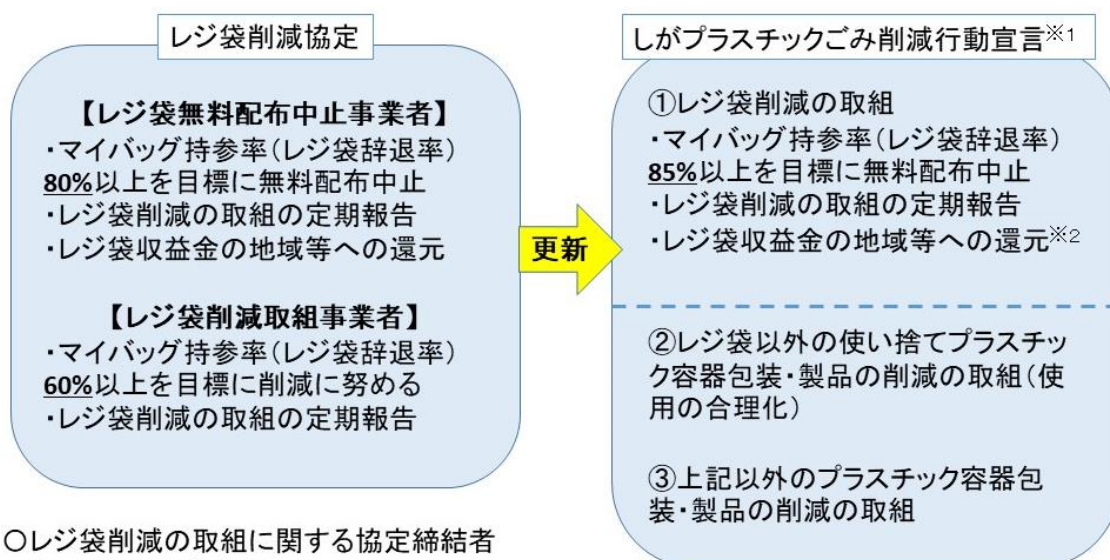
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
89.5%	89.6%	89.4%	90.1%	90.8%	91.2%

※レジ袋平均辞退率：全店舗のレジ袋辞退率（レジ袋辞退人数÷レジ通過人数×100）の合計を全店舗数で割ったもの

#### (2) しがプラスチックごみ削減行動宣言

「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」において、上記協定の見直しを進めていましたが、令和4年4月施行のプラスチック資源循環促進法に基づく使い捨てプラスチックの使用の合理化等を踏まえ、レジ袋以外のプラスチックごみ削減の取組についても盛り込み、「しがプラスチックごみ削減行動宣言」として協定内容の更新を行うこととしました。

この宣言は、新たにプラスチックごみ削減に取り組む事業者をも広く募り、県民への周知を図ることで、もって全県的な事業者取組への協力・拡大につなげることを目的とするものです。



○レジ袋削減の取組に関する協定締結者  
(令和5年1月末時点)

- ・レジ袋無料配布中止実施事業者: 37者(226店舗)
- ・レジ袋削減取組実施事業者: 5者(234店舗)
- ・団体: 11団体 ・行政: 18市町および県

※1 ①～③のうち該当する取組のみ宣言  
※2 レジ袋削減協定締結事業者は必須、  
これから取組をはじめる事業者は任意

## 2 滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針

令和3年3月に、「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を受け、日常生活や事業活動におけるプラスチックごみゼロに向けた取組内容の例示を示し、県民や事業者等による実践的な取組を促進することを目的に「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」を策定しています。

## ●食品ロス削減の取組

食品ロスとは、食品廃棄物の内、食べられるのに廃棄された食品のことであり、国の推計では国内で年間522万トン（令和2年度）発生していると試算されています。

平成27年9月に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）において「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。（12.3）」と謳われ、国内外で食品ロス対策が進められています。

令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2年3月には、国において「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」が策定されました。こうした状況を受け、本県においても、令和3年3月、食品ロスの削減に向けて取組を着実に推進するため、「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定しました。



食品ロス削減イメージキャラクター「よっしーくん」

### ◆三方よし!!でフードエコ・プロジェクト

食品ロスを減らすためには、県民一人一人がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要です。こうした理解と行動の変革が広がるよう、滋賀県では、「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」という名称で、官民を挙げた県民運動を展開しています。

プロジェクトでは、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が、「売り手よし!」、「買い手よし!」、「環境よし!」の「三方よし」の精神のもと、誰もが笑顔で「よし!!」となる食品ロス削減の取組を推進し、県民総参加で「食品（フード）」の「環境保護への取組（エコ）」を実践していくこととしています。

### ○三方よしフードエコ推奨店制度と優良取組表彰の実施

プロジェクトの一環として、食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、その取組を県ホームページ等で広く紹介しています。

また、食品ロス削減に関して、特に優れた取組を行った方の功績をたたえるため、食品ロス削減優良取組表彰を実施しています。



### ○フードドライブの推進

食品ロス削減の意識向上と未利用食品を有効活用する仕組みを構築するため、フードドライブを推進しています。市町、団体、事業者等と協力・連携しながら、全県的な普及・拡大に向けて取り組んでいくこととしています。

### ●散在性ごみ対策

散在性ごみとは、投げ捨てにより公共の場所に散乱しているたばこの吸い殻、空き缶、ペットボトル、湖岸に放置されている釣り糸や釣り針等を指します。琵琶湖をかかえる本県においては、これらの散在性ごみの多くが、降雨等によって大小の河川を通じて、琵琶湖に流れ込んでいます。それらが湖辺のごみとなり、美しい景観を損なうとともに、水鳥等の生物にも影響を及ぼしています。

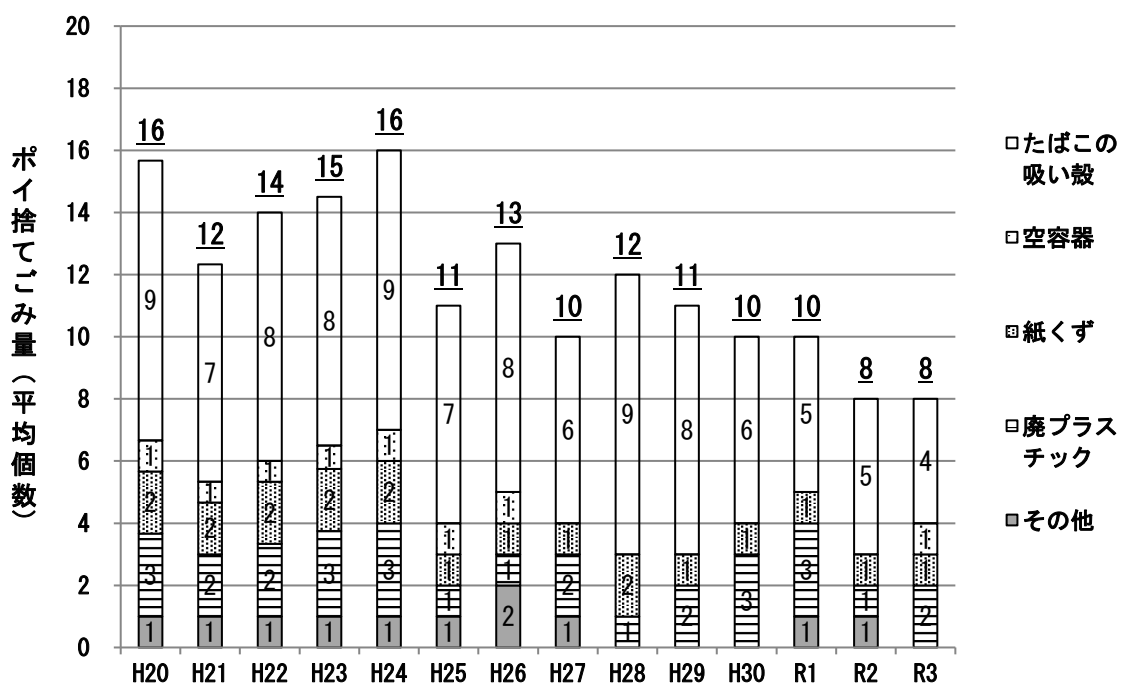
こうしたことから、平成4年に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（クリーン条例）」を制定し、「ポイ捨てごみのない美しい湖国滋賀」を目指して、県民・事業者・行政が一体となって、「環境美化の日」を基準日とした環境美化運動等を展開し、ポイ捨て防止のための啓発や意識高揚を図ってきました。

さらに平成14年には、環境美化監視員を設置し、より一層啓発と監視・パトロールを強化するとともに、ポイ捨てごみの回収命令違反には2万円以下の罰金を設けて、取締り面でも強化を図ってきました。

県が平成14年度から実施している散在性ごみの定点観測調査（県内36地点）を見ると、散在性ごみは減少傾向にあります。また、まだまだポイ捨てごみの多いところがあります。

このため、引き続き県民や事業者との協働による環境美化活動を推進するとともに、環境美化監視員による啓発と監視・パトロールを実施し、ごみが捨てられない、ごみを捨てにくい環境づくりに努めています。

100mまたは1,000㎡1日あたりのポイ捨てごみの量（平均個数）



### ●淡海エコフオスター事業

道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者等が知事との合意に基づき、公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的にボランティアで美化清掃し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする制度で、平成12年度から始まりました。

令和4年12月末現在の活動団体数は次のとおりです。

#### ◆地域別

(単位：団体)

管内	令和3年12月末現在	令和4年12月末現在
県庁直轄	28	28
南部環境事務所	52	50
甲賀環境事務所	30	29
東近江環境事務所	82	82
湖東環境事務所	53	57
湖北環境事務所	83	82
高島環境事務所	27	26
合計	355	354

#### ◆団体別

企業団体 92%  
住民団体 6%  
その他 2%

#### ◆場所別

道路 86%  
河川 11%  
その他 3%

※令和4年12月末現在

### ●使用済家電のリサイクル

一般家庭から排出される家電製品は、従来そのほとんどが埋め立てられてきました。しかし、埋立地には限界があり、いつまでも埋め立て続けるわけにはいきません。また、埋め立てられる使用済家電には、再び利用することができる有用な資源（鉄・銅・金等）がたくさん含まれています。

そこで、廃棄物を減らし、資源の再利用を促進するために、テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機といったいわゆる「家電4品目」は「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）（平成13年施行）により、またそれら以外のほぼすべての小型家電は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）（平成25年施行）により、リサイクルが進められています。

これらの法律に基づき、「家電4品目」については家電小売店等が引取り、家電メーカーがリサイクルします。小型家電は主に市町が回収し、国が認定した事業者がリサイクルします。

### ●無許可の不用品回収業者

軽トラック等で一般家庭や事業所などを回り戸別回収したり、空き地等特定の場所を指定して持ち込ませたり、チラシを配布したりして使用済みの家電製品等を回収する業者のほとんどは、一般廃棄物収集運搬業の許可や市町の委託等を受けておらず、廃棄物処理法に抵触するものです。家電製品にはフロンガスや鉛等の有害物質を含むものがあり、これらの不用品回収業者に回収されたものは、適正な処理が行われることが確認できません。

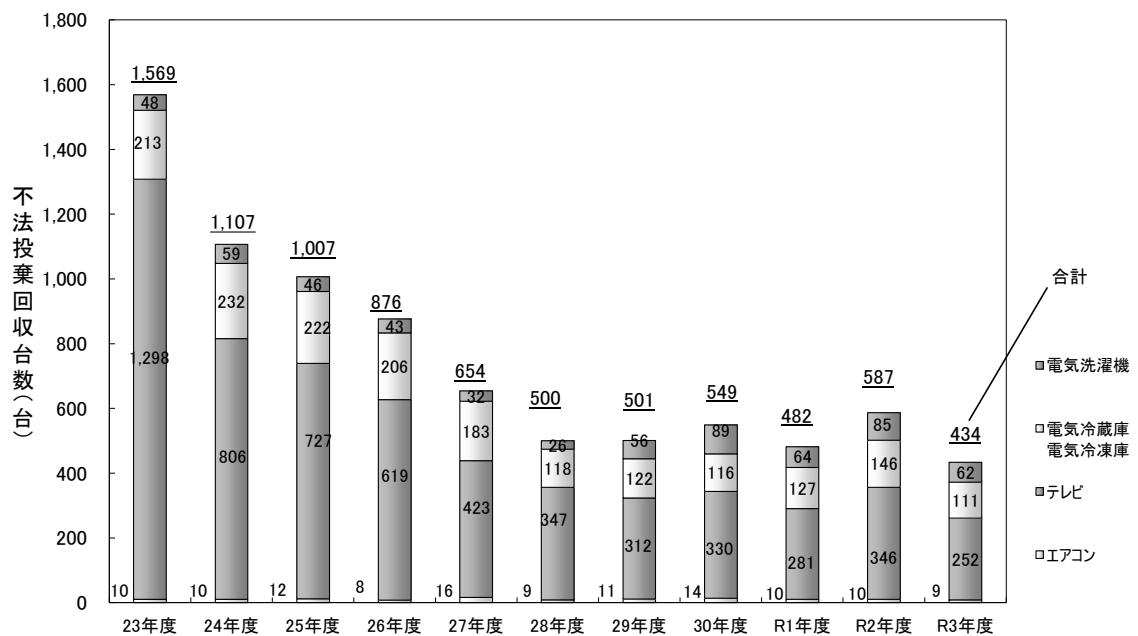
不要な家電製品を処分するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）（昭和46年施行）の許可を得ていない無許可の不用品回収業者には渡さないでください。

### ●廃家電4品目の不法投棄状況

家電リサイクル法では、エアコン、テレビ（ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が対象となっています。一般的な家電リサイクル法のルートでは、消費者から排出された家電4品目は、小売業者によって製造業者が設置する指定引取場所まで運ばれます。さらに、指定引取場所からそれぞれの製造業者のリサイクルプラントへ運ばれ、そこでリサイクルされます。なお、消費者は、家電4品目を排出する際、リサイクル料金や収集運搬料金を支払うことになっています。

このような家電リサイクル法のルートにのらず、不法投棄され、行政によって回収された廃家電4品目の台数の推移は下図のとおりです。

不法投棄された廃家電4品目の回収台数の推移



### ●自動車リサイクルの状況

従来、使用済自動車は有用金属・部分を含み価値の高い資源として流通し、リサイクル・処理が行われてきましたが、一方で最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷により不法投棄・不適正処理の懸念も生じていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、平成14年に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が制定されました。令和3年度に登録または許可された業者数等は次のとおりです。

自動車リサイクル法に基づく登録業者数等（令和3年度）

	年度末時点の 登録業者数	新規登録	更新登録
引取業	380	5	5
フロン類回収業	111	3	1

自動車リサイクル法に基づく許可業者数等（令和3年度）

	年度末時点の 許可業者数	新規許可	更新許可
解体業	36	2	1
破砕業	10(8)	0(0)	1(1)

※かっこ内は破砕前処理工程のみの許可内訳



### Ⅲ 一般廃棄物 生活排水処理の概要

生活排水は、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水のこと、し尿に係るものと、それ以外の生活雑排水とに分けられます。生活排水の処理区分は図-11のとおりです。

一般廃棄物として収集されているのは、計画収集（汲み取り）し尿と、みなし浄化槽または浄化槽から発生する汚泥となります。

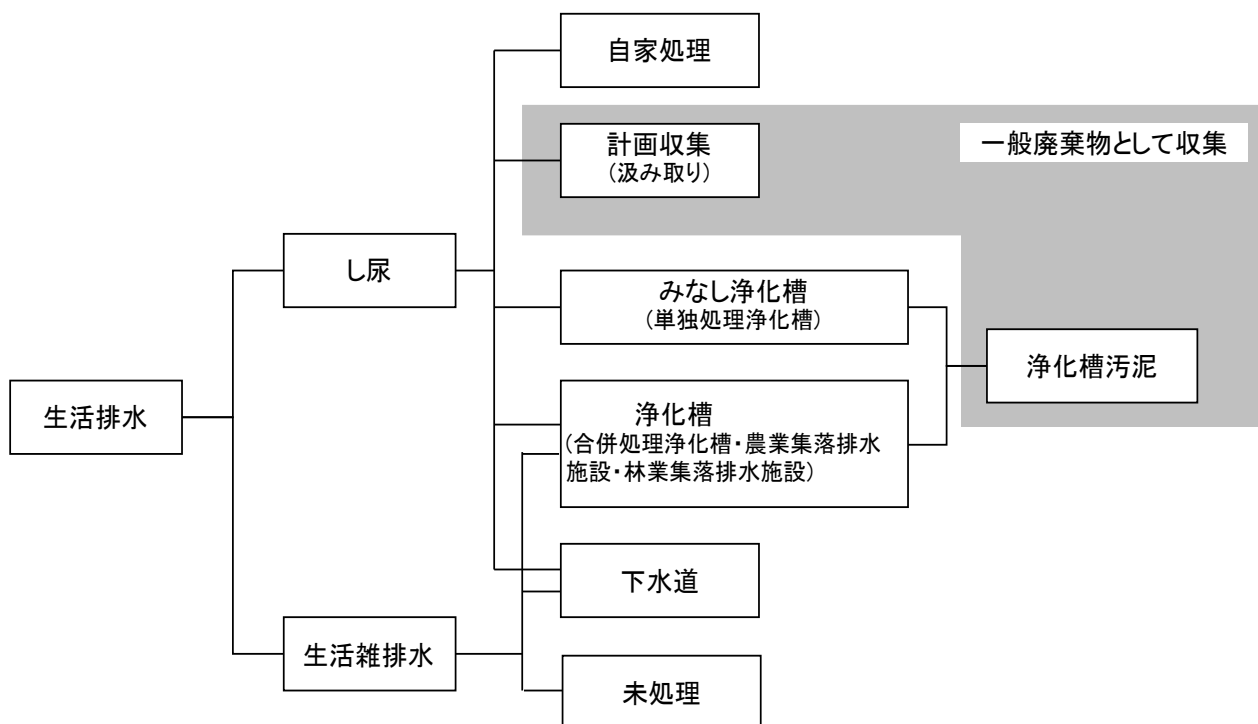


図-11 生活排水の処理区分



表－6 し尿処理における水洗化人口等の推移

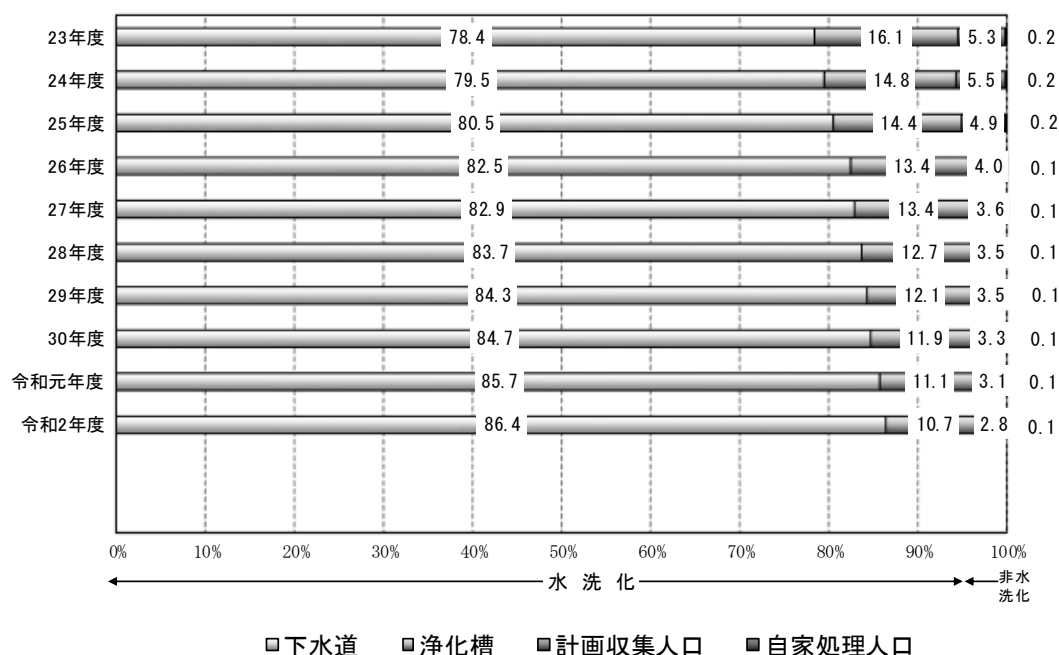
(人)

年 度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
計 画 処 理 区 域 内 人 口	1,398,183	100.0%	1,419,428	100.0%	1,421,467	100.0%	1,420,801	100.0%	1,419,756	100.0%	
水 洗 化 人 口	下 水 道	1,096,758	78.4%	1,128,509	79.5%	1,144,487	80.5%	1,171,806	82.5%	1,176,719	82.9%
	浄 化 槽	225,528	16.1%	210,213	14.8%	204,855	14.4%	190,929	13.4%	189,667	13.4%
	計	1,322,286	94.6%	1,338,722	94.3%	1,349,342	94.9%	1,362,735	95.9%	1,366,386	96.2%
非 水 洗 化 人 口	計 画 収 集 人 口	73,622	5.3%	78,255	5.5%	69,754	4.9%	56,913	4.0%	52,338	3.7%
	自 家 処 理 人 口	2,275	0.2%	2,451	0.2%	2,371	0.2%	1,153	0.1%	1,032	0.1%
	計	75,897	5.4%	80,706	5.7%	72,125	5.1%	58,066	4.1%	53,370	3.8%

年 度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
計 画 処 理 区 域 内 人 口	1,420,092	100.0%	1,419,915	100.0%	1,422,396	100.0%	1,420,129	100.0%	1,419,033	100.0%	
水 洗 化 人 口	下 水 道	1,188,706	83.7%	1,197,458	84.3%	1,205,197	84.7%	1,217,179	85.7%	1,225,359	86.4%
	浄 化 槽	180,174	12.7%	171,198	12.1%	169,343	11.9%	158,338	11.1%	152,364	10.7%
	計	1,368,880	96.4%	1,368,656	96.4%	1,374,540	96.6%	1,375,517	96.9%	1,377,723	97.1%
非 水 洗 化 人 口	計 画 収 集 人 口	50,113	3.5%	50,398	3.5%	46,728	3.3%	43,635	3.1%	40,426	2.8%
	自 家 処 理 人 口	1,099	0.1%	861	0.1%	1,128	0.1%	977	0.1%	884	0.1%
	計	51,212	3.6%	51,259	3.6%	47,856	3.4%	44,612	3.1%	41,310	2.9%

(注1) 各数値の右欄には、県内人口に対する割合を記載しています。

(注2) 平成24年度以降は、計画処理区域内人口に外国人人口を含みます。



図－13 水洗化人口と非水洗化人口比率の推移

表－7 し尿処理の詳細

年 度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
収 集 量 (kℓ)	①生し尿	77,817	34.7%	70,541	33.3%	65,530	31.9%	59,792	31.2%	56,714	30.1%
	浄化槽汚泥	146,612	65.3%	141,186	66.7%	139,823	68.1%	131,826	68.8%	131,848	69.9%
	計	224,429	100.0%	211,727	100.0%	205,353	100.0%	191,618	100.0%	188,562	100.0%
自家処理量 (kℓ)		2,198		2,274		2,146		983		864	
②計画収集人口 (汲取収集人口) (人)		73,622		78,255		69,754		56,913		52,338	
1人1日当たり排出量 (①/②÷365日) (ℓ/日)		2.89		2.47		2.57		2.88		2.96	
処 理 内 訳 (kℓ)	し尿処理施設	219,639	97.9%	207,539	98.0%	188,705	91.9%	165,440	86.3%	160,308	85.0%
	ごみ堆肥化施設	0	0%	0	0%	830	0.4%	862	0.4%	816	0.4%
	下水道投入	4,790	2.1%	4,188	2.0%	15,818	7.7%	25,316	13.2%	27,438	14.6%
	農地還元	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	海洋投入	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	224,429	100.0%	211,727	100.0%	205,353	100.0%	191,618	100.0%	188,562	100.0%

年 度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
収 集 量 (kℓ)	①生し尿	52,956	29.5%	50,240	29.2%	46,265	27.4%	43,594	26.1%	42,711	26.7%
	浄化槽汚泥	126,505	70.5%	121,994	70.8%	122,399	72.6%	123,653	73.9%	117,047	73.3%
	計	179,461	100.0%	172,234	100.0%	168,664	100.0%	167,247	100.0%	159,758	100.0%
自家処理量 (kℓ)		1,388		829		1,135		1,008		983	
②計画収集人口 (汲取収集人口) (人)		50,113		50,398		46,728		43,635		40,426	
1人1日当たり排出量 (①/②÷365日) (ℓ/日)		2.90		2.73		2.71		2.73		2.89	
処 理 内 訳 (kℓ)	し尿処理施設	175,072	97.6%	163,516	94.9%	153,806	91.2%	152,567	91.2%	145,846	91.3%
	ごみ堆肥化施設	814	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	下水道投入	3,575	2.0%	3,820	2.2%	3,392	2.0%	3,305	2.0%	3,568	2.2%
	農地還元	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	海洋投入	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	4,898	3%	11,466	7%	11,375	7%	10,344	6.5%
	計	179,461	100.0%	172,234	100.0%	168,664	100.0%	167,247	100.0%	159,758	100.0%

(注1) 平成23、27年度、令和元年度は閏年のため、1年を366日で計算しています。

(注2) 平成24年度以降は、計画収集人口に外国人を含みません。

## 2 生活雑排水処理の状況

本県の生活雑排水処理率(総人口のうち生活雑排水を処理している人口の割合)は年々上昇しており、令和3年度(令和4年3月末)では、下水道により92.1%、農業集落排水施設等により4.5%、合併処理浄化槽により2.4%、合計99.1%となっています。

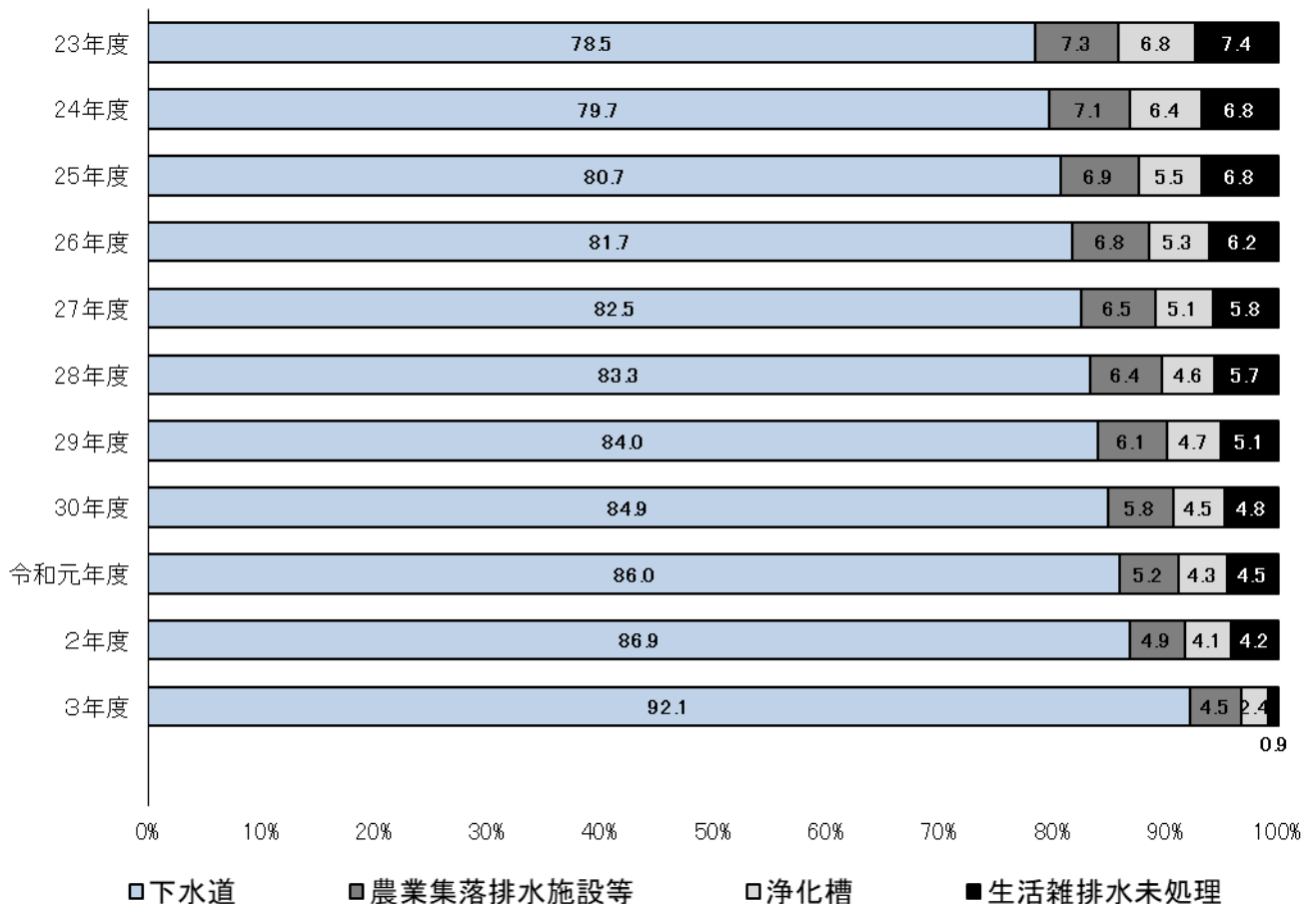


図-14 生活雑排水処理率の推移

表－8 市町別生活雑排水処理人口(令和3年度末現在)

(人)

市町名	総人口	生活雑排水 処理人口				
			下水道	農業集落 排水施設	合併処理 浄化槽	林業集落 排水施設
大津市	343,817	340,519	338,756	0	1,763	0
彦根市	111,483	107,432	96,238	4,069	7,125	0
長浜市	115,464	115,464	95,788	19,316	360	0
近江八幡市	81,845	81,489	68,283	606	12,600	0
草津市	137,321	137,305	136,945	0	360	0
守山市	85,107	84,960	83,884	980	96	0
栗東市	70,173	69,872	69,641	173	58	0
甲賀市	89,219	86,555	72,158	7,462	6,935	0
野洲市	50,595	50,277	50,076	0	201	0
湖南市	54,442	53,967	53,571	0	396	0
高島市	46,687	46,381	40,644	3,725	1,971	41
東近江市	112,623	111,511	91,748	18,893	870	0
米原市	38,048	38,048	34,523	3,431	94	0
日野町	21,029	20,959	16,604	4,211	144	0
竜王町	11,635	11,583	9,953	723	907	0
愛荘町	21,412	21,366	21,232	0	134	0
豊郷町	7,198	7,197	7,197	0	0	0
甲良町	6,652	6,644	6,644	0	0	0
多賀町	7,516	7,423	6,778	449	196	0
合計	1,412,266	1,398,952	1,300,663	64,038	34,210	41

(注) 「総人口」は、3月31日における住民基本台帳の人口です。

表－9 生活雑排水処理の詳細

		平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
総人口	(人)	1,377,886	1,382,321	1,386,570	1,390,927
下水道	処理人口(人)	1,005,145	1,034,070	1,060,784	1,077,247
	処理率(%)	72.9	74.8	76.5	77.4
農業集落排水施設等	処理人口(人)	105,475	105,427	104,502	104,148
	処理率(%)	7.7	7.6	7.5	7.5
合併処理浄化槽	処理人口(人)	113,960	109,537	101,510	100,298
	処理率(%)	8.3	7.9	7.3	7.2
生活雑排水処理率(%)		88.9	90.4	91.4	92.1
生活雑排水未処理人口(人)		153,306	133,287	119,774	109,234

		平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
総人口	(人)	1,394,472	1,419,426	1,419,414	1,418,659
下水道	処理人口(人)	1,094,515	1,131,743	1,145,416	1,159,601
	処理率(%)	78.5	79.7	80.7	81.7
農業集落排水施設等	処理人口(人)	101,822	100,503	98,499	96,405
	処理率(%)	7.3	7.1	6.9	6.8
合併処理浄化槽	処理人口(人)	94,733	90,523	78,409	74,948
	処理率(%)	6.8	6.4	5.5	5.3
生活雑排水処理率(%)		92.6	93.2	93.2	93.8
生活雑排水未処理人口(人)		103,402	96,657	97,090	87,705

		平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
総人口	(人)	1,417,961	1,418,248	1,417,306	1,418,561
下水道	処理人口(人)	1,170,324	1,181,768	1,190,971	1,203,967
	処理率(%)	82.5	83.3	84.0	84.9
農業集落排水施設等	処理人口(人)	92,824	90,380	86,846	82,599
	処理率(%)	6.5	6.4	6.1	5.8
合併処理浄化槽	処理人口(人)	72,017	65,102	67,042	63,787
	処理率(%)	5.1	4.6	4.7	4.5
生活雑排水処理率(%)		94.2	94.3	94.9	95.2
生活雑排水未処理人口(人)		82,796	80,998	72,477	68,208

		令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
総人口	(人)	1,418,624	1,416,331	1,412,266人
下水道	処理人口(人)	1,219,570	1,230,107	1,300,663人
	処理率(%)	86.0	86.9%	92.1%
農業集落排水施設等	処理人口(人)	73,588	68,728	64,079人
	処理率(%)	5.2	4.9%	4.5%
合併処理浄化槽	処理人口(人)	61,586	58,432	34,210人
	処理率(%)	4.3	4.1%	2.4%
生活雑排水処理率(%)		95.5	95.8%	99.1%
生活雑排水未処理人口(人)		63,880	59,064	13,314人

(注1) 農業集落排水施設等には、林業集落排水施設を含んでいます。

(注2) 「総人口」は、3月31日における住民基本台帳の人口です。

(注3) 平成24年度以降は、総人口に外国人を含みます。

### ●生活排水対策の推進

琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質汚濁防止のためには、生活排水をきれいな水に処理することが必要です。

そこで、生活排水を処理できる施設として下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の設置が進められています。令和3年度における生活排水処理施設の整備率（汚水処理人口普及率）の全国平均（ただし、福島県を除く。）は92.6%で、本県は99.1%となっています。

生活排水処理施設の整備は、地域の特性に応じた適切な手法を選定する必要があります。下水道については行政が計画的に整備を進めますが、下水道の計画区域外や整備まで長期間を要する地域については、各家庭に下水道と同等の能力を持つ浄化槽の設置を推進することが必要です。

そのため本県では、浄化槽の設置に関する補助制度を設けているほか、平成9年度に全国で初めて条例により浄化槽の設置を義務付けました。令和3年度末現在、浄化槽の設置数は全県で31,222基（みなし浄化槽を含む）となっています。今後は、設置後の維持管理の徹底等、課題への取組が必要です。

なお、平成12年度まで浄化槽の一種とされてきたみなし浄化槽（単独処理浄化槽）は、し尿のみを処理する施設であり、それ以外の汚水は未処理で排出してしまうことから、法改正により平成13年度から新設が禁止されました。これにより、生活排水全てを処理できる合併処理浄化槽のみが浄化槽と規定され、整備が進められています。

また、本県では、浄化槽によるし尿等の適切な処理を図るため、条例により浄化槽保守点検業者の登録制度を設けています。令和3年度末現在、浄化槽保守点検業登録業者は55者となっています。

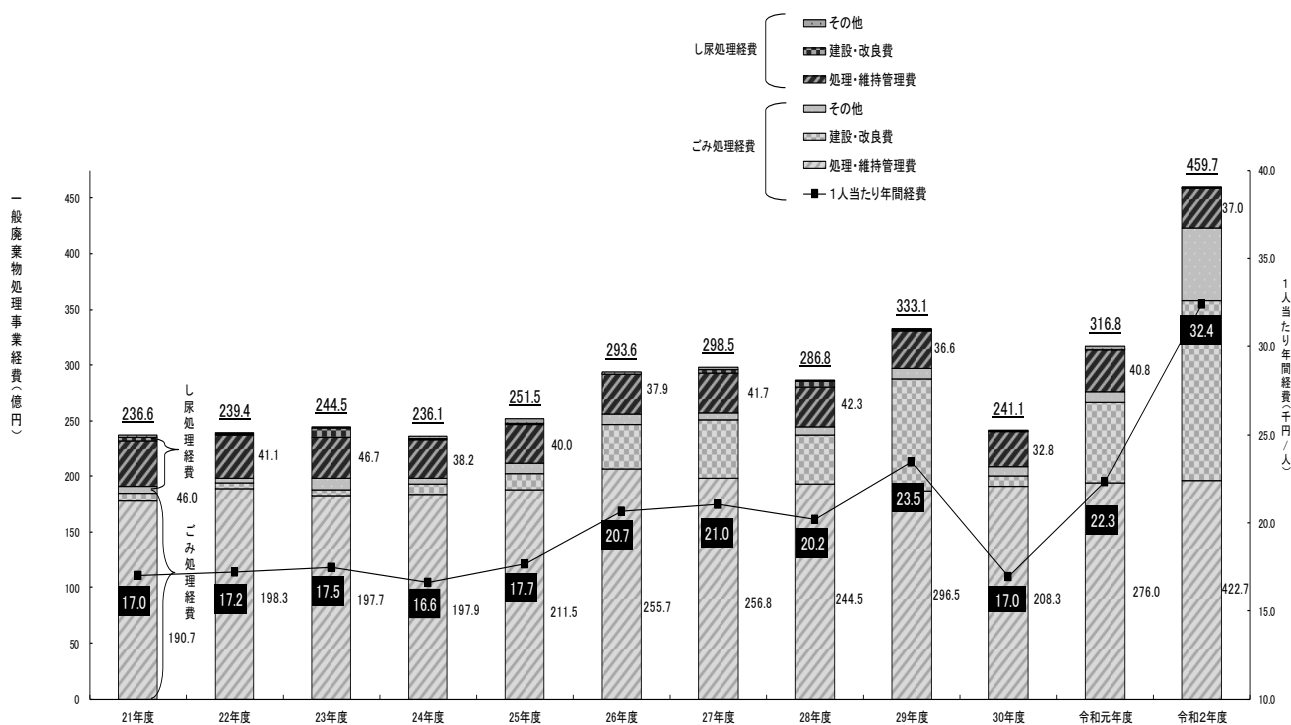


## IV 一般廃棄物 処理事業の概要

### 1 一般廃棄物処理事業経費と有料化状況

令和2年度におけるごみ処理経費は約 422 億 7000 万円、し尿処理経費は約 37 億円で、合計で約 459 億 7000 万円となっています。これを1人当たりの年間経費に換算すると約3万 2400 円となります。

また、ごみ処理の有料化の状況は、家庭系可燃ごみ(直接搬入ごみを除く)を有料化しているのは12市町で、無料としている7市町を上回っています。



(注1) 一般廃棄物処理事業経費=ごみ処理経費+し尿処理経費  
 (注2) ごみ処理経費およびし尿処理経費は、処理・維持管理費(人件費、処理費、委託費等)、建設・改良費(工事費、調査費等)、その他(清掃事務所の整備に係る経費等)を含みます。  
 (注3) 平成24年度以降は、総人口(住民基本台帳人口)に外国人人口を含めて算出しています。

図-15 一般廃棄物処理事業経費等の推移

表-10 市町別ごみ処理における有料化状況（直接搬入ごみ※1を除く）（令和4年12月末現在）

市町名	家庭系可燃ごみ			家庭系資源ごみ (プラスチック類) ※2			家庭系不燃ごみ		家庭系粗大ごみ		事業系可燃ごみ			
	有料	徴収方法	無料	有料	徴収方法	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料		
大津市			○			○		○	○※4		○			
彦根市			○			○		○	○		○			
長浜市	○	A				○	○		○※3	○	○			
近江八幡市			○	分別収集なし				○	○※4		○			
草津市	○	B		○	B			○	○		○			
守山市	○	A		分別収集なし			○		○		○			
栗東市	○	A		○	A		○		○		○			
甲賀市	○	A		○	A			○	○		○			
野洲市	○	A		分別収集なし			○		○		○			
湖南市	○	A		○	A			○	○		○			
高島市			○			○		○	○		○			
東近江市			○	分別収集なし				○	○		○			
米原市	○	A				○	○		○※3	○	○			
日野町			○	分別収集なし				○	収集なし 直接搬入は有料	○※5	○			
竜王町			○	分別収集なし				○		○※6	○			
愛荘町	○	A		分別収集なし			○			○※6	○			
豊郷町	○	A		分別収集なし			○			○	○			
甲良町	○	A		分別収集なし			○			○	○			
多賀町	○	A		分別収集なし			○			○	○			
合計	12		7	4		6	9		10	13		8	19	0

※1 直接搬入ごみ…住民や事業者によって、ごみ処理施設まで直接搬入されるごみ

※2 ペットボトル、白色トレイは除く。

※3 年間2回の集積所収集(無料)。戸別収集を実施(有料)(H27.10から)。

※4 申込みによる粗大ごみの収集を実施(有料)。

※5 家庭系粗大ごみは、不燃粗大ごみのみ無料で収集。

※6 1年間に2回、拠点を立てて回収を実施(無料)。拠点回収以外は、排出者がごみ処理施設まで直接搬入(有料)。

《徴収方法》

A：単純従量型。排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量に関わらず一定。

B：超過量従量型。排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。

## 2 事務組合の組織状況

複数市町が共同で事務を行うため組織された事務組合では、廃棄物処理をはじめとした様々な公共サービスを地域住民に提供しています。

令和4年12月末現在、一般廃棄物処理事業を行う県内事務組合は8団体となっています。

表-11 事務組合一覧(令和4年12月末現在)

事務組合名	設立年月日	郵便番号	所在地	電話番号	管内市町	事業内容
湖北広域行政事務センター	S40. 4. 5	526-0021	長浜市八幡中山町200	事務局 0749-62-7143 クリスタルプラザ 0749-62-7141 (可燃ごみ、資源ごみ) クリーンプラント 0749-74-3377 (不燃ごみ、粗大ごみ)	長浜市 米原市	○ごみの収集運搬・中間処理 ・最終処分、業の許可及び 施設建設の計画施行、資源 化
		526-0251	長浜市大依町1337			
		529-0367	長浜市湖北町海老江1049	第1プラント 0749-79-0181 (し尿)	長浜市 米原市	○し尿の収集運搬・中間処理 ・残渣の処理、業の許可及 び施設建設の計画施行
		529-0708	長浜市西浅井町沓掛1313-1	伊香クリーンプラザ 0749-88-0088	長浜市(旧木之本町、 余呉町、西浅井町地域の み)	○火葬場 霊柩車
八日市布引ライ フ組合	S41. 3. 3	527-0066	東近江市柴原南町1590	衛生センター 0748-22-0465	東近江市 日野町 竜王町	○し尿の収集運搬・中間処理 ・残渣の処理
		527-0055	東近江市瓜生津町2011-13	布引斎苑 0748-23-4922	東近江市 日野町 竜王町	○火葬場
中部清掃組合	S46. 5. 28	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155	東近江市 日野町 竜王町	○ごみの中間処理、最終処分 ・残渣の処理及び施設建設 の計画施行、資源化
甲賀広域行政 組合	S48. 4. 1	528-0005	甲賀市水口町水口6218	事務局 0748-62-0056	甲賀市 湖南市	○ごみの中間処理、残渣の処 理及び施設建設の計画施行 ○し尿の収集運搬・中間処理 ・残渣の処理、施設建設 の計画施行 ○消防事務 ○火薬取締法に係る滋賀県 知事の権限に属する事務 のうち、市町が処理する こととされた事務
		528-0005	甲賀市水口町水口6458	第1施設 0748-62-0809		
		528-0005	甲賀市水口町水口6677	第2施設 0748-62-5454		
湖東広域衛生 管理組合	S49. 9. 1	529-1162	犬上郡豊郷町大字八町500	豊楠苑 0749-35-4058	愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	○し尿及び浄化槽汚泥の収集 運搬及び処分を行う施設の 設置、運営及び管理に關する 事務 ○可燃ごみの中間処理(固形 燃料化)及び廃乾電池の委 託処分を行う施設の設置、 運営及び管理に關する事務 ○乳幼児発達相談指導事業 ○障害程度区分認定審査会事 業 ○障害児通所支援事業
		527-0102	東近江市平柳町3-1	リバースセンター 0749-45-5067		
		529-1162	犬上郡豊郷町大字八町500	総務福祉課 0749-35-4058		
		529-1208	愛知郡愛荘町竹原528	愛犬つくし教室 0749-37-4611		
愛知郡広域行政 組合	S50. 4. 1	527-0108	東近江市小八木町16 (愛知郡広域行政組合庁舎3 階)	0749-45-1416	東近江市(旧愛東町、 湖東町地域のみ) 愛荘町	○ごみの中間処理、最終処分 及び管理運営に關する事務 (東近江市を除く) ○上水道事業
湖南広域行政 組合	H10. 4. 1	520-3024	栗東市小楠3-1-1	事務局 077-551-2727	草津市 守山市 栗東市 野洲市	○し尿の中間処理 ・施設建設の計画施行 ○消防事業 ○防災および国民保護措置に係 る初動体制に關すること ○第二次救急医療に關する事 務 ○火薬取締法に係る滋賀県知 事の権限に属する事務のう ち、市町が処理すること とされた事務 ○休日急病診療所の設置およ び管理運営に關すること
		525-0015	草津市集町404-1	環境衛生センター 077-568-0251		
彦根愛知犬上 広域行政組合	H12. 11. 1	529-1161	犬上郡豊郷町大字四十九院 1252	事務局 0749-35-0015	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	○新しいごみ処理施設の設置 および管理運営に關する事 務 ○火葬場の設置および管理運 営に關する事務 ○最終処分場の管理運営に關 する事務 ○一般廃棄物中継施設の管理運 営に關する事務
		527-0102	東近江市小八木町19	小八木中継基地 0749-45-3666		

### 3 一般廃棄物処理施設等の整備状況

#### (1) 焼却処理施設

表-12 焼却処理施設一覧(令和4年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (t/日)	炉型式	使用開始 年度	余熱利用 状況	発電能力 (kW) 総発電量 (MWh)	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市環境美化センター	175	全連続	2021	場内発電	4,150	520-0823	大津市膳所上別保町 785-1	077-531-0230
② "	大津市北部クリーンセンター	175	全連続	2020	場内発電	-	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
③ 彦根市	彦根市清掃センター	90	バッチ	1977	-	-	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-22-2734
④ 近江八幡市	近江八幡市環境エネルギーセンター	76	全連続	2016	場内発電 その他	980 6,891※1	523-0036	近江八幡市竹町1143	0748-38-8110
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター	127	全連続	2017	場内発電 場内温水	3,100 20,315※3	525-0043	草津市馬場町1200番地 25	077-562-6361
⑥ 守山市	守山市環境センター	71	全連続	2021	場内発電 場内温水 売電	1,400 4,437 ※4	524-0216	守山市環境学習都市宣言 記念公園1-2	077-599-6206
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	76	全連続	2002	場内温水 場内蒸気 その他	-	520-3017	栗東市六地藏31	077-553-1901
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター	43	全連続	2016	場内温水 その他	-	520-2313	野洲市大篠原3335	077-588-0568
⑨ 高島市	高島市環境センター (H30.2~休止)	75	全連続	2002	場内温水	-	520-1644	高島市今津町途中谷 236	0740-24-0031
⑩ 湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	168	全連続	1998	場内温水 その他	-	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑪ "	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ (H25.5~休止)	28	バッチ	1997	場内温水	-	529-0708	長浜市西浅井町沓掛 1313-1	0749-88-0088
⑫ 中部清掃組合	中部清掃組合 日野清掃センター	180	全連続	2007	場内発電	2,800 14,614※2	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155
⑬ 甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合衛生センター 第2施設	225	全連続	1995	場内温水	-	528-0005	甲賀市水口町水口6677	0748-62-0483

※1 近江八幡市環境エネルギーセンターの総発電量：令和3年度実績

※2 中部清掃組合の総発電量：令和3年度実績

※3 草津市立クリーンセンターの総発電量：令和3年度実績

※4 守山市環境センターの総発電量：令和3年10月から12月までの実績

- ① 大津市環境美化センター
- ② 大津市北部クリーンセンター
- ③ 彦根市清掃センター
- ④ 近江八幡市環境エネルギーセンター
- ⑤ 草津市立クリーンセンター
- ⑥ 守山市環境センター
- ⑦ 栗東市環境センター
- ⑧ 野洲クリーンセンター
- ⑨ 高島市環境センター
- ⑩ 湖北広域行政事務センター  
クリスタルプラザ
- ⑪ 湖北広域行政事務センター  
伊香クリーンプラザ
- ⑫ 中部清掃組合 日野清掃センター
- ⑬ 甲賀広域行政組合  
衛生センター第2施設



図-16 焼却処理施設位置図(令和4年12月末現在)

表-13 焼却施設ダイオキシン類自主検査測定結果一覧

施設名称		排出ガス 測定結果 (ngTEQ/m <sup>3</sup> N)	ダイオキシン類 排出基準 (ngTEQ/m <sup>3</sup> N)	試料採取日
大津市環境美化センター	1号炉	0.00079	1	R4.11
	2号炉	0.000015		R4.11
大津市北部クリーンセンター	1号炉	0.00000044	5	R4.11
	2号炉	0.00047		R4.11
彦根市清掃センター	1号炉	0.00026	5	R3.7
	2号炉	0.0023		R3.7
	3号炉	0.0023		R3.7
近江八幡市環境エネルギーセンター	1号炉	0.025	5	R3.12
	2号炉	0.017		R3.12
草津市立クリーンセンター	1号炉	0.00049	1	R3.10
	2号炉	0.000021		R3.10
守山市環境センター	1号炉	0.00015	5	R4.11
	2号炉	0.0016		R4.11
栗東市環境センター	1号炉	0.0000038	5	R4.8
	2号炉	0.000025		R4.5
野洲クリーンセンター	1号炉	0.0082	5	R4.9
	2号炉	0.012		R4.9
高島市環境センター	1号炉	(休止中)	(休止中)	H30.2休止
	2号炉	(休止中)		H30.2休止
湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	1号炉	0.015	5	R4.6
	2号炉	0.0083		R4.6
湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	1号炉	(休止中)	(休止中)	H25.5休止
	2号炉	(休止中)		H25.5休止
中部清掃組合 日野清掃センター	1号炉	0.00012	1	R4.9
	2号炉	0.0013		R4.7
	3号炉	0.00076		R4.8
甲賀広域行政組合 衛生センター第2施設	1号炉	0.016	5	R4.10
	2号炉	(工事中)		(工事中)
	3号炉	0.011		R4.10

### ●ダイオキシン類削減対策の推進

平成9年度の廃棄物処理法施行令および施行規則の改正により、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の排出濃度基準の設定、焼却施設の構造・維持管理基準の強化等が図られました。既存の焼却施設については、これら基準が段階的に適用されてきましたが、平成14年12月から完全施行（14年規制）されました。

県では、稼働中の廃棄物焼却施設について、立入検査や排出ガスについての行政検査を順次行い、基準適合状況を確認しています。

なお、令和3年度に実施した13施設の排出ガス行政検査の結果、排出基準を超過した施設はありませんでした。

#### 廃棄物処理法に基づく許可・届出等施設

区分	令和3年度末現在 許可（届出）施設数
一般廃棄物焼却施設 ※1	11
産業廃棄物焼却施設 ※2	11
その他の産業廃棄物焼却施設 ※3	6

※1 市町等が設置する家庭ごみ等の焼却施設

※2 汚泥、廃油、廃プラスチック類等の処理能力が、一定規模以上の産業廃棄物焼却施設

※3 上記の許可（届出）の対象とならない施設で、産業廃棄物中間処理業者が設置するもの

(2) 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等

表-14 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等一覧(令和4年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市北部クリーンセンター (リサイクル施設)	不燃ごみ 大型ごみ 直接搬入ごみ	破砕・選別	10	2022	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
	大津市北部クリーンセンター (リサイクル施設)	資源ごみ(缶、びん、ペットボトル)	選別 圧縮・梱包	9.0	2022	〃	〃	〃
② 〃	大津市環境美化センター (再資源化施設)	資源ごみ(缶、びん、ペットボトル)	選別 圧縮・梱包	9.0	2020	520-0823	大津市膳所上別保町 785番地の1	077-531-0230
	大津市環境美化センター (破砕施設)	不燃ごみ、大型ごみ、直接搬入ごみ	破砕	10	〃	〃	〃	〃
③ 彦根市	彦根市清掃センター (粗大ごみ処理場)	粗大ごみ 直接搬入ごみ	破砕・選別	50	1979	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-22-2734
	彦根市清掃センター (びん選別装置)	びん	選別	8	1990	〃	〃	〃
	彦根市清掃センター (缶選別圧縮装置)	缶・金属類	選別 圧縮	4.9	1997	〃	〃	〃
	彦根市清掃センター (ペットボトル圧縮梱包装置)	ペットボトル	圧縮・梱包	1	2001	〃	〃	〃
	彦根市清掃センター (プラスチックごみ減容装置)	不燃ごみ	熱風溶融圧縮	7.5	1988	522-0056	彦根市開出今町1330	〃
④ 近江八幡市	近江八幡市 環境エネルギーセンター	不燃ごみ 粗大ごみ	破砕・選別	8.17	2016	523-0036	近江八幡市竹町1143	0748-38-8110
	〃	缶類	選別・圧縮	0.60	〃	〃	〃	〃
	〃	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	0.87	〃	〃	〃	〃
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター (破砕ごみ処理施設)	粗大ごみ(不燃系) 破砕ごみ類	破砕・選別	3.2	2017	525-0043	草津市馬場町1200番地 25	077-562-6361
	草津市立クリーンセンター (破砕ごみ処理施設)	粗大ごみ(可燃系)	破砕	1.3	〃	〃	〃	〃
	草津市立クリーンセンター (ペットボトル圧縮梱包処理施設)	ペットボトル類	選別 圧縮・梱包	1.5	〃	〃	〃	〃
	草津市立クリーンセンター (不燃物処理施設)	陶器・ガラス類	選別	3.8	〃	〃	〃	〃
	草津市立クリーンセンター (飲・食料用ガラスびん類処理施設)	飲・食料用ガラスびん類	選別	4	〃	〃	〃	〃
	草津市立クリーンセンター (プラスチック圧縮梱包処理施設)	プラスチック製容器類	選別 圧縮・梱包	9	2005	〃	草津市馬場町1200	〃
⑥ 守山市	守山市環境センター	不燃ごみ 粗大ごみ	破砕・選別	6.8/5h	2021	524-0216	守山市環境学習都市宣言 記念公園1-2	077-599-6206
	守山市環境センター	金属類	選別	5.43/5h	〃	〃	〃	〃
	守山市環境センター	ペットボトル	選別・圧縮・ 梱包	1.5/5h	〃	〃	〃	〃
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破砕	6	2002	520-3017	栗東市六地藏31	077-553-1901
	〃	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック 布類 直接搬入ごみ 事業系生ごみ その他	選別 圧縮・梱包 ごみ堆肥化	26	〃	〃	〃	〃
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター (リサイクルセンター)	粗大ごみ 不燃ごみ	破砕・選別	7	2016	520-2313	野洲市大篠原3335	077-588-0568
	〃	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	1	〃	〃	〃	〃
⑨ 湖南市	湖南市リサイクルプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ	破砕・選別	22	1997	520-3252	湖南市岩根136	0748-75-3933
	〃	ペットボトル	圧縮・梱包	1	〃	〃	〃	〃
	〃	金属類	圧縮	5.7	〃	〃	〃	〃
⑩ 高島市	高島市環境センター	粗大ごみ 不燃ごみ	破砕・選別	15	2004	520-1644	高島市寺津町途中谷 236番地	0740-24-0031
	〃	ペットボトル プラスチック	選別 圧縮・梱包	10	〃	〃	〃	〃
⑪ 湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	破砕	40	1990	526-0251	長浜市大依町1337	0749-74-3377
⑫ 〃	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ (リサイクルプラザ)	プラスチック製容器包装 資源ごみ 発泡スチロール	選別 圧縮・梱包 減容 その他	6.8	1999	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑬ 〃	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	(H28.4~休 止) 一時保管	5	1997	529-0708	長浜市西浅井町音掛 1313-1	0749-88-0088
	〃	資源ごみ	〃	3	〃	〃	〃	〃
⑭ 中部清掃組合	中部清掃組合 粗大ごみ処理施設	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破砕・圧縮	50	1994	521-1212	東近江市種町528	0748-42-2294
	〃	中部清掃組合 能登川リサイクルセンター	ペットボトル	圧縮・梱包	1.5	1998	〃	〃
⑮ 〃	中部清掃組合 日野清掃センター リサイクルセンター	紙類 プラスチック その他資源ごみ	圧縮・梱包 その他	1.9	2007	529-1663	蒲生郡日野町北脇 1-1	0748-53-0155
⑯ 湖東広域衛生管理組合	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	可燃ごみ 直接搬入ごみ	ごみ燃料化	22	1997	527-0102	東近江市平柳町3-1	0749-45-5067



- ① 大津市北部クリーンセンター
- ② 大津市環境美化センター
- ③ 彦根市清掃センター
- ④ 近江八幡市環境エネルギーセンター
- ⑤ 草津市立クリーンセンター
- ⑥ 守山市環境センター
- ⑦ 栗東市環境センター
- ⑧ 野洲クリーンセンター
- ⑨ 湖南市リサイクルプラザ
- ⑩ 高島市環境センター
- ⑪ 湖北広域行政事務センター  
クリーンプラント
- ⑫ 湖北広域行政事務センター  
クリスタルプラザ(リサイクルプラザ)
- ⑬ 湖北広域行政事務センター  
伊香クリーンプラザ
- ⑭ 中部清掃組合  
粗大ごみ処理施設  
能登川リサイクルセンター
- ⑮ 中部清掃組合  
リサイクルセンター
- ⑯ 湖東広域衛生管理組合  
リバースセンター



図-17 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等位置図(令和4年12月末現在)

## (3) 埋立処分地

表-15 埋立処分地一覧(令和4年12月末現在)

事業主体名	施設名称	埋立地面積 (m <sup>2</sup> )	全体容積 (m <sup>3</sup> )	令和3年度 埋立実績量 (m <sup>3</sup> )	令和3年度末 残余容量 (m <sup>3</sup> )	埋立 場所	埋立開始 年度	遮水工	浸出水 処理施設
大津市	大田廃棄物最終処分場	41,000	460,000	3,318	211,443	山間	1994	有	有
〃	大津市北部廃棄物 最終処分場増設2期	14,600	188,200	4,071	20,981	山間	2001	有	有
近江八幡市	近江八幡市立一般廃棄物 最終処分場	24,800	157,514	4,052(t)	50,125	平地	1999	有	有
守山市	守山市一般廃棄物 最終処分場	9,260	31,607	461	18,136	平地	2004	有	有
栗東市	岡最終処分場	4,710	24,000	52	1,633	平地	1977	有	有
甲賀市	信楽不燃物処理場	14,300	38,500	72	410	山間	1986	有	有
野洲市	蓮池の里第二処分場	7,800	32,000	425	12,307	平地	2002	有	有
高島市	朽木不燃物処理場	2,430	5,368	18	1,531	山間	1984	有	有
東近江市	東近江市一般廃棄物 最終処分場	12,122	36,500	133	26,819	平地	1987	無	無
湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター ウイングプラザ	14,700	97,000	1,676	86,461	山間	2015	有	有
〃	余呉一般廃棄物 最終処分場	6,800	35,800	371	12,248	山間	1986	有	有
中部清掃組合	安土一般廃棄物 最終処分場	14,000	75,000	1,975	19,112	平地	2002	有	有
愛知郡広域 行政組合	愛知郡広域行政組合 ガレキ処分場	5,600	28,200	88	14,520	山間	1988	無	無

(4) し尿処理施設

表一16 し尿処理施設一覧(令和4年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (k1/日)	処理方法	高度処理			使用開始 年度	郵便番号	所在地	電話番号
				N (生物脱窒)	P (凝集分離処分)	その他				
① 大津市	大津市志賀衛生プラント	23	膜分離高負荷脱窒素+ 高度処理	○	○	活性炭	2006	520-0503	大津市北比良1039-3	077(596)1331
② 彦根市	彦根市衛生処理場	156	好気性消化+ 活性汚泥+ 高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過	1978	522-0056	彦根市開出今町1330	0749(24)2497
③ 近江八幡市	近江八幡市立 第1クリーンセンター	100	回分式活性汚泥法	—	—	—	1978 (2013施設 変更により 再稼働)	523-0086	近江八幡市津田町18-3	0748(36)5509 ※近江八幡市環境課
④ 湖北広域行政事務 センター	湖北広域行政事務センター 第1プラント	157	低二段+高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過 活性炭	1983	529-0367	長浜市湖北町海老江 1049	0749(79)0181
⑤ 八日市布引ライ フ組合	八日市布引ライフ組合立 衛生センター	255	標準脱窒素+ 高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過 活性炭	1996	527-0066	東近江市柴原南町1590	0748(22)0465
⑥ 甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合 衛生センター第1施設	96	標準脱窒素+ 高度処理	○	○	砂ろ過 活性炭	2012	528-0005	甲賀市水口町水口6458	0748(62)0809
⑦ 湖東広域衛生管理 組合	湖東広域衛生管理組合 豊橋苑	43	標準脱窒素+ 高度処理	○	○	オゾン反応 砂ろ過	1979	529-1162	犬上郡豊郷町大字八町 500	0749(35)4058
⑧ 湖南広域行政組合	湖南広域行政組合 環境衛生センター	168	高負荷生物脱窒素+ 高度処理	○	○	砂ろ過 活性炭	2001	525-0015	草津市集町404-1	077(568)0251

- ① 大津市志賀衛生プラント
- ② 彦根市衛生処理場
- ③ 近江八幡市立  
第1クリーンセンター
- ④ 湖北広域行政事務センター  
第1プラント
- ⑤ 八日市布引ライフ組合立  
衛生センター
- ⑥ 甲賀広域行政組合  
衛生センター第1施設
- ⑦ 湖東広域衛生管理組合  
豊楠苑
- ⑧ 湖南広域行政組合  
環境衛生センター

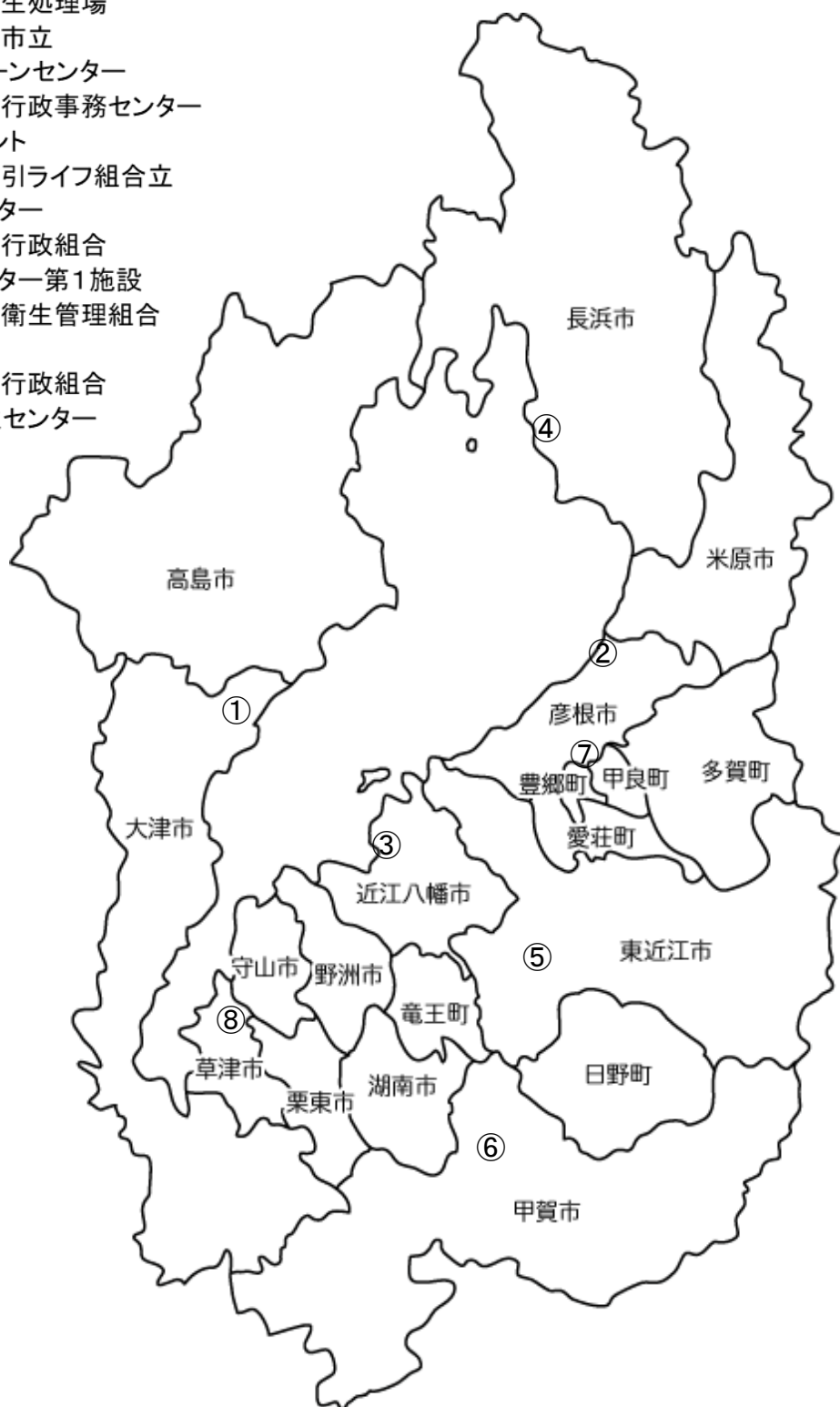


図-18 し尿処理施設位置図(令和4年12月末現在)

(5) 浄化槽

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）を含めた浄化槽の設置数は図-19のとおりで、平成20年度から減少しており、令和3年度末現在31,222基となっています。なお、みなし浄化槽については、平成12年度から新設はありません。

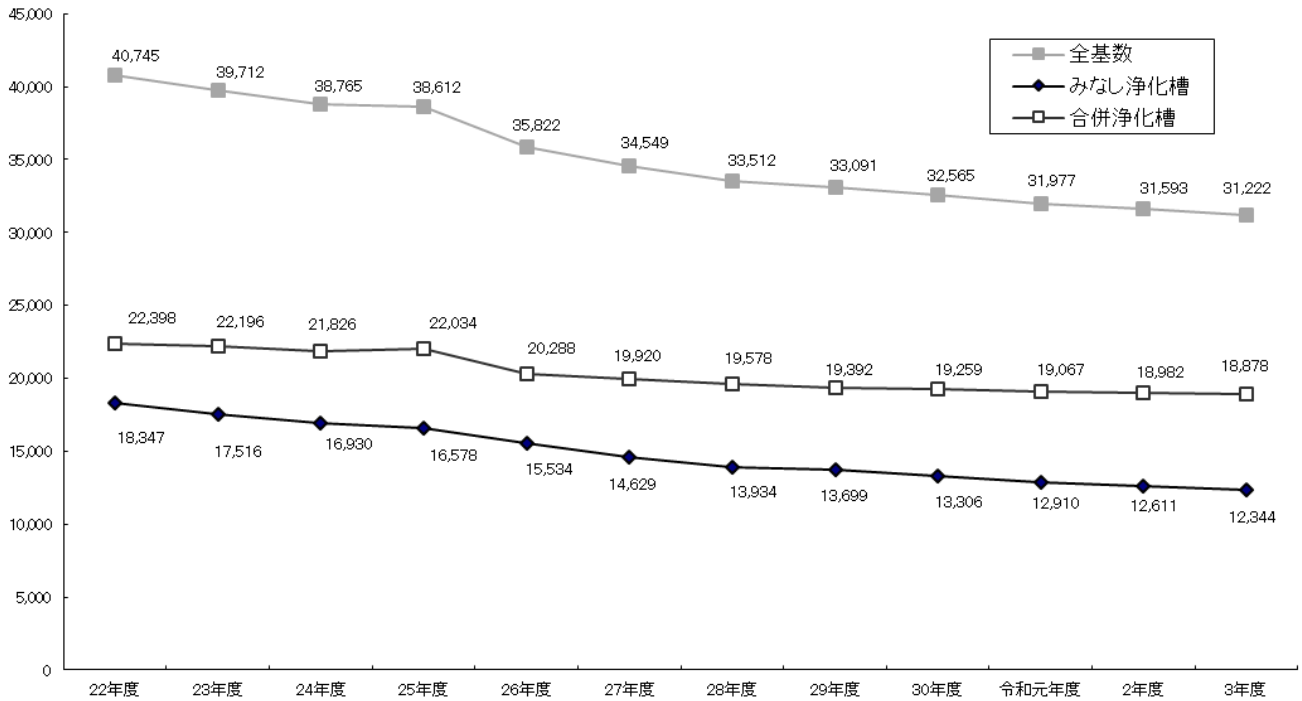


図-19 浄化槽設置基数の推移

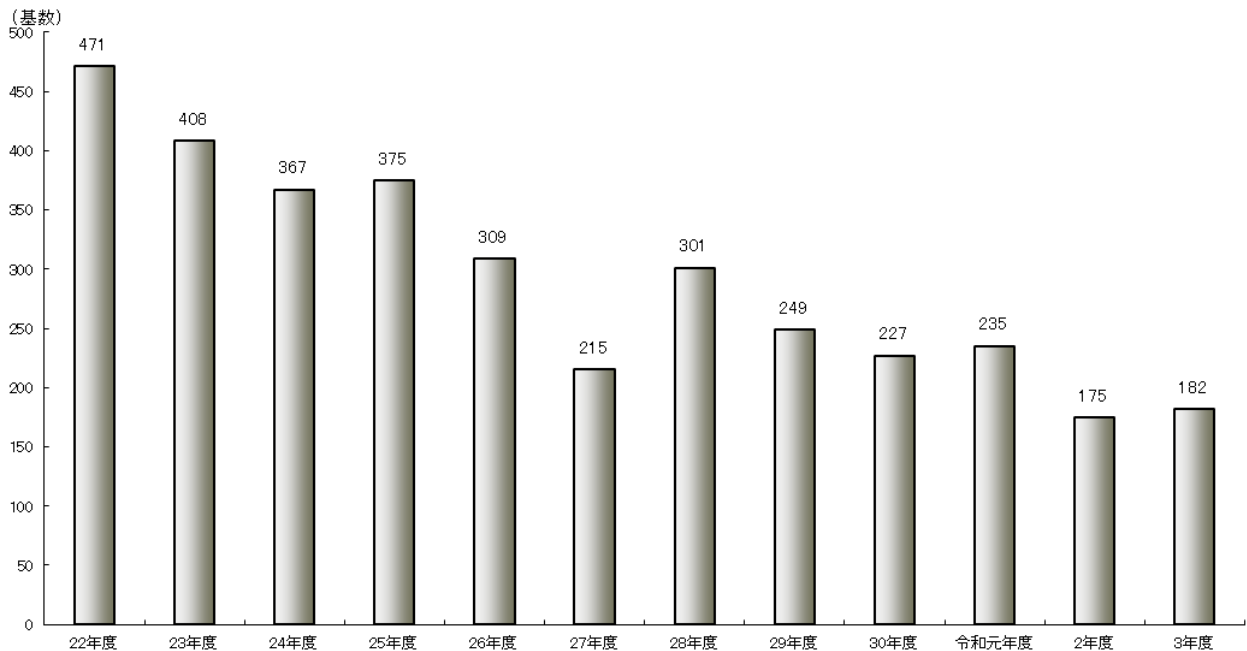


図-20 浄化槽新規設置基数の推移

表-17 市町別 県費補助による合併処理浄化槽新規設置基数の推移

(基数)

年度 市町名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元 年度	2年度	3年度
大津市	29	23	15	14	14	17	16	17	14	7	7	7
彦根市	37	34	29	30	33	19	20	21	19	22	14	7
長浜市	4	2	1	4	1	0	4	6	0	2	3	1
近江八幡市	76	95	81	55	37	27	51	38	39	23	20	34
草津市	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
守山市	2	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	5
栗東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲賀市	32	22	34	31	33	32	47	44	51	44	18	19
野洲市	0	1	0	14	0	0	0	0	1	0	0	0
湖南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高島市	20	15	10	14	10	5	11	3	2	4	10	12
東近江市	11	10	10	8	5	4	3	3	5	10	6	4
米原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
日野町	2	0	0	1	0	0	2	0	2	2	0	0
竜王町	6	1	3	0	1	1	1	3	3	1	5	4
愛荘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多賀町	13	13	8	3	3	1	1	1	2	0	2	0
合計	232	218	218	174	139	108	156	136	139	115	88	95
県費補助金(千円)	25,866	30,288	29,885	23,224	19,773	15,759	28,432	21,140	20,436	18,191	12,527	13,830

## V 産業廃棄物の概要

### 1 産業廃棄物の排出量

#### (1) 産業廃棄物の総排出量

令和2年度における産業廃棄物の総排出量は3,827千tとなっており、前年度に比べ増加しています。このうち、水道業（下水道業を含む）が1,165千tで最も多く、次いで建設業が1,118千t、製造業が888千tとなっています。

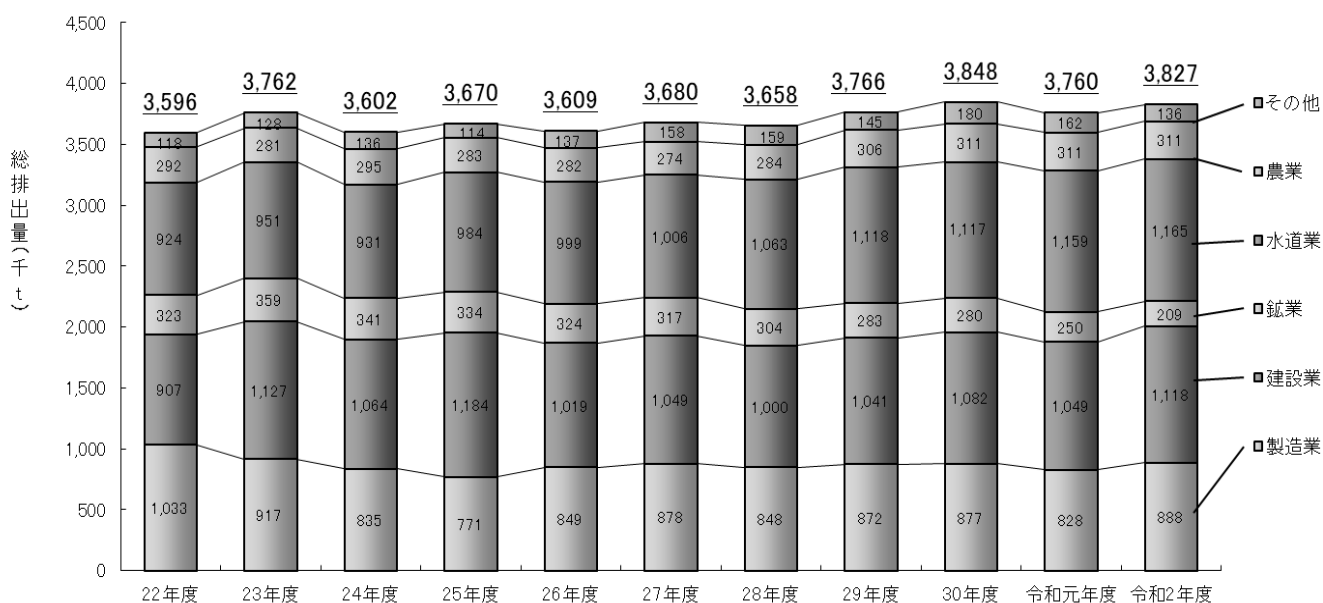


図-21 産業廃棄物の総排出量の推移

(2) 産業廃棄物の種類別排出量

令和2年度の総排出量を廃棄物の種類別にみると、汚泥が1,955千tで最も多く、次いで、がれき類が853千tとなっています。

表-18 産業廃棄物の業種別・種類別の総排出量（令和2年度）

	前年度	合計	(千t)						
			構成比	農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
燃え殻	3	3	0%	0	0	0	2	1	0
汚泥	1,980 (256)	1,955 (216)	51%	1	208	49	517	1,158	20
廃油	50	50	1%	0	0	1	44	0	5
廃酸	18	17	0%	0	0	0	17	0	0
廃アルカリ	64	53	1%	0	0	1	52	0	1
廃プラスチック類	185	184	5%	1	0	34	107	0	43
紙くず	7	8	0%	0	0	4	2	0	1
木くず	136	127	3%	0	0	109	9	0	8
繊維くず	1	1	0%	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	24	21	1%	0	0	0	20	0	0
ゴムくず	0	0	0%	0	0	0	0	0	0
金属くず	27	28	1%	0	0	9	7	0	12
ガラス陶磁器くず	121	137	4%	0	0	30	76	3	27
鉱さい	15	16	0%	0	0	0	16	0	0
がれき類	763	853	22%	0	0	853	0	0	0
ばいじん	7	7	0%	0	0	0	1	3	3
家畜ふん尿	310	309	8%	309	0	0	0	0	0
その他の産業廃棄物	47	58	2%	0	0	27	18	0	14
合計	3,760 (2,036)	3,827 (2,088)	100%	311	209	1,118	888	1,165	136

(注) ( )内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

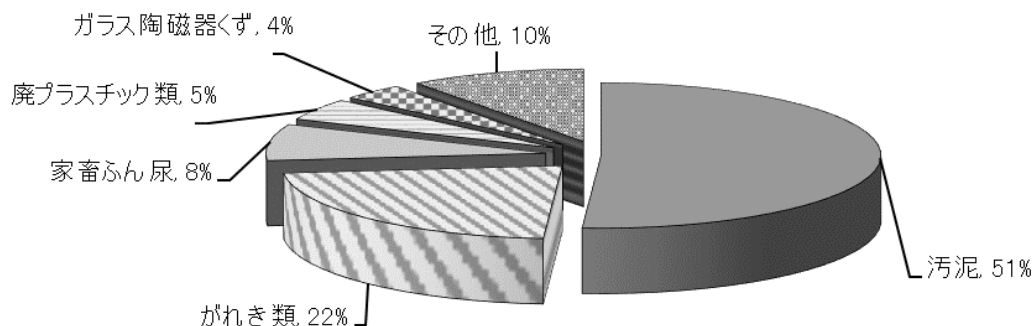


図-22 産業廃棄物の種類別排出量の内訳（令和2年度）



## 2 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量 3,827 千 t のうち、97.1% に当たる 3,715 千 t が排出事業者または産業廃棄物処理業者で脱水、焼却等の中間処理が行われ、そのうち 1,921 千 t (50.2%) が減量化されています。また、総排出量の 47.0% に当たる 1,799 千 t が再生利用され、2.8% に当たる 107 千 t が最終処分されています。

産業廃棄物の種類別の処理率をみると、再生利用率は金属くずやがれき類、家畜ふん尿、木くず等において高くなっています。

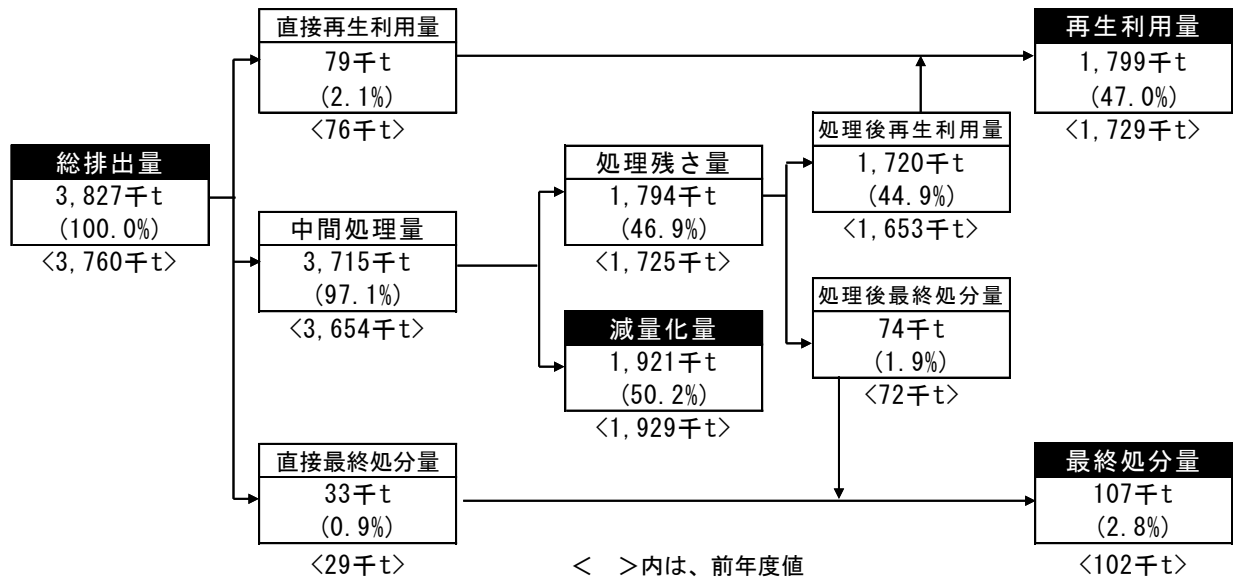


図-23 県内で発生する産業廃棄物の処理状況 (令和2年度)

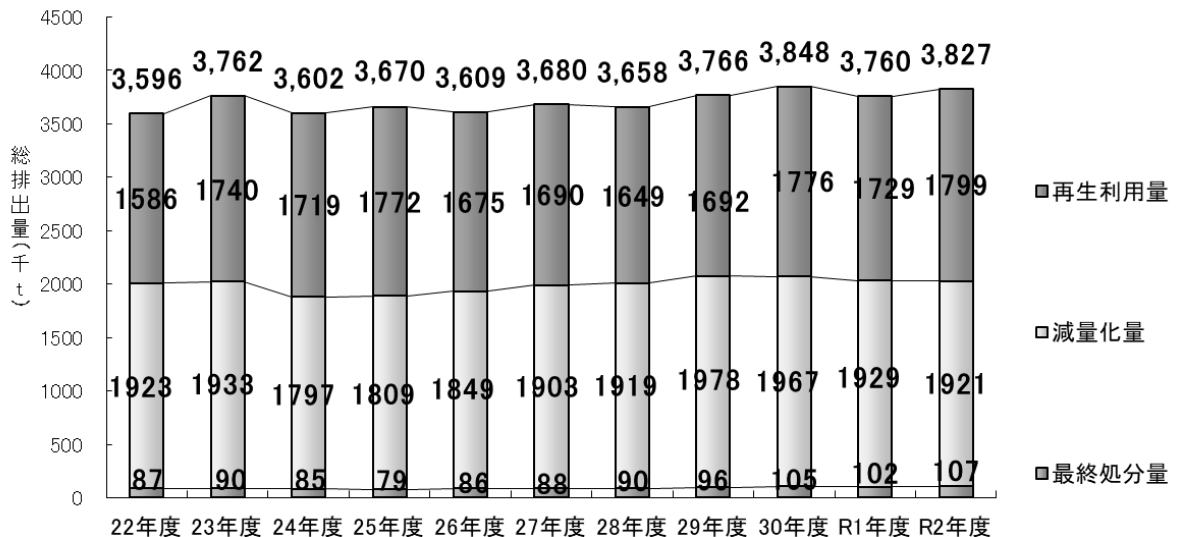
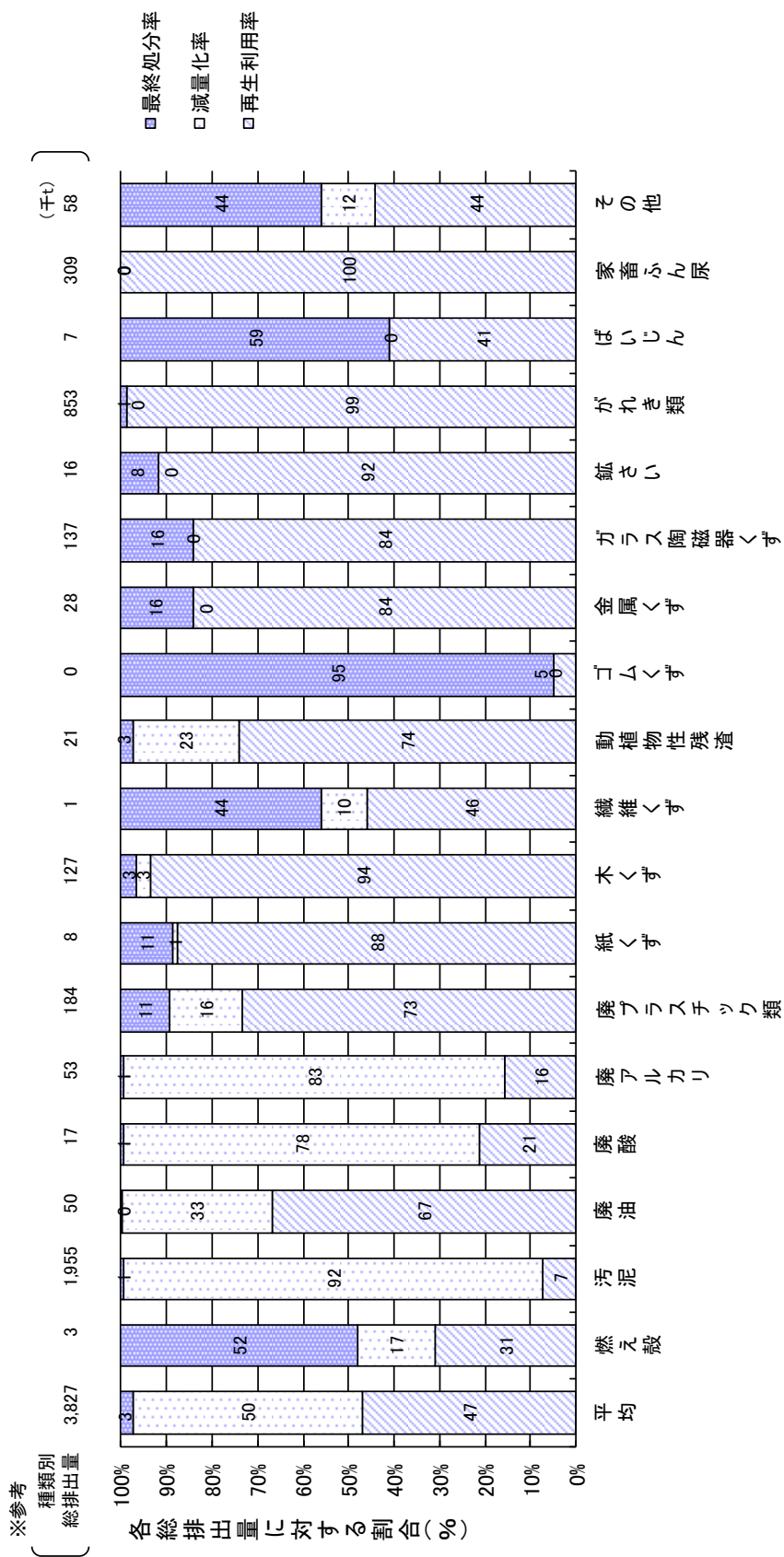


図-24 産業廃棄物処理量の推移



図一25 産業廃棄物の種類別処理率(令和2年度)

## ●リサイクル製品認定制度

循環型社会づくりの推進には、ごみの発生抑制や再利用とともに、製造過程で発生する副産物や排出される廃棄物を資源としてリサイクルすることが必要です。

そこで滋賀県では、リサイクル製品の普及と利用拡大を図ることを目的に、主に県内で発生する循環資源を原料として製造・加工され、一定基準を満たす製品を認定する「リサイクル製品認定制度」を平成17年3月に創設しました。令和4年12月末現在の認定製品は185製品となっています。



認定製品マーク

## ●産業廃棄物減量化支援事業

滋賀県では、民間事業者による産業廃棄物の発生抑制・資源化を推進することを目的に、滋賀県産業廃棄物減量化支援事業として「研究開発事業」、「施設整備事業」および「販路開拓事業」に対する補助金を交付しています。

対象事業 補助内容	研究開発事業	施設整備事業	販路開拓事業
補助率	1/2	中小企業 1/3、その他 1/10	1/2
限度額	5,000 千円	10,000 千円	500 千円

## ◆産業廃棄物減量化支援事業の実績

- 研究開発されたリサイクル製品：再生プラスチック、木質加熱アスファルト等
  - 施設整備により導入された設備：減圧蒸留装置、加熱乾燥機、開反機、粉砕機等
- 詳しくは、下記のURLより県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13410.html>

## ●滋賀県産業廃棄物税条例

滋賀県では循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取組を進めていますが、この一環として、平成16年1月に滋賀県産業廃棄物税条例を施行しました。

これは、滋賀県内の中間処理施設や最終処分場に産業廃棄物を一定量超えて搬入した事業者に税金を納付していただくもので、この税収は、①産業廃棄物の減量化の推進 ②資源化施設等の整備推進 ③産業廃棄物処理情報の共有化の推進 ④不法投棄のない社会構築の推進の4つの目的に資する事業に充てられます。

上記の「リサイクル製品認定事業」や「産業廃棄物減量化支援事業」は本税収を活用して実施しています。

### 3 産業廃棄物処理業者の状況

#### (1) 収集運搬業者の収集運搬量

産業廃棄物処理業者から提出される実績報告によると、令和2年度に収集運搬業者が排出事業者から委託を受けて行った産業廃棄物の収集運搬量は 2,249,518t となりました。なお、県外への運搬・処分、県外から県内への運搬・処分があるため、中間処理・最終処分の合算値と収集運搬した産業廃棄物量とは一致しません。

#### (2) 中間処理施設での処理状況

令和2年度における県内の中間処理施設による処理量は 1,749,016t であり、このうち民間の排出事業者・処理業者による処理が 1,726,199t と約 99%を占めています。

また、処理された廃棄物の種類別では、がれき類が 1,031,770t、木くずが 149,141t であり、これらで全体の約 68%を占めています。

表-19 中間処理施設での処理量(令和2年度)

設置主体 廃棄物名		民間		公共		合計
		排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
汚泥		121,841	104,192	22,817	0	248,850
	脱水	119,074	0	22,817	0	141,891
	乾燥	2,767	0	0	0	2,767
	焼却	0	10,640	0	0	10,640
	その他	0	93,552	0	0	93,552
がれき類		672	1,031,098	0	0	1,031,770
廃油		0	57,677	0	0	57,677
	油水分離	0	35,343	0	0	35,343
	焼却	0	18,949	0	0	18,949
	その他	0	3,385	0	0	3,385
廃酸・廃アルカリ		3,467	28,658	0	0	32,125
廃プラスチック類		16,657	77,885	0	0	94,542
	焼却	8,867	10,967	0	0	19,834
	破碎	7,790	65,041	0	0	72,831
	その他	0	1,877	0	0	1,877
木くず		0	149,141	0	0	149,141
紙くず		0	4,213	0	0	4,213
その他の廃棄物		4,649	126,049	0	0	130,698
合計		147,286	1,578,913	22,817	0	1,749,016

(注) 県内の中間処理施設とは、廃棄物処理法第15条に係る中間処理施設および同法第14条に係る中間処理の用に供する施設を言い、大津市は含んでいません。

(3) 最終処分場での処理状況

令和2年度における県内の最終処分場による処理量は59,388tでした。

表-20 最終処分場での処理量(令和2年度)

(t)

施設の種類	民間		公共		合計
	排出事業者	処理業者	排出事業者	処理業者	
安定型	0	1,441		331	1,772
管理型				57,616	57,616
合計	0	1,441	0	57,947	59,388

(注) 県内の最終処分場とは、廃棄物処理法第15条に係る最終処分場および同法第14条に係る最終処分の用に供する施設を言い、大津市は含んでいません。

(4) 許可登録状況

令和3年度末における、本県の処理業許可を有する産業廃棄物処理業者数は4,106者で、このうち収集運搬のみを行う業者は3,994者と、全体の約97%となっています。

表-21 産業廃棄物処理業 許可業者数（令和3年度末現在）

許可形態 \ 県内外別	全体	県内業者	県外業者
産業廃棄物処理業者全体	4,106	1,180	2,926
収集運搬のみ	3,994	1,084	2,910
中間処理のみ	12	9	3
最終処分のみ	1	1	0
収集運搬＋中間処理	96	82	13
収集運搬＋最終処分	1	1	0
中間処理＋最終処分	0	0	0
収集運搬＋中間処理＋最終処分	3	3	0

表-22 産業廃棄物処理業 新規許可等の件数（令和3年度）

許可等の種類	収集運搬	処分業		
		中間処理	最終処分	中間・最終
新規許可	343	0	0	0
更新許可	678	28	0	0
業廃止 <sup>※</sup>	36	2	0	0

(※) 許可の取消、許可の失効は件数に含んでいません。

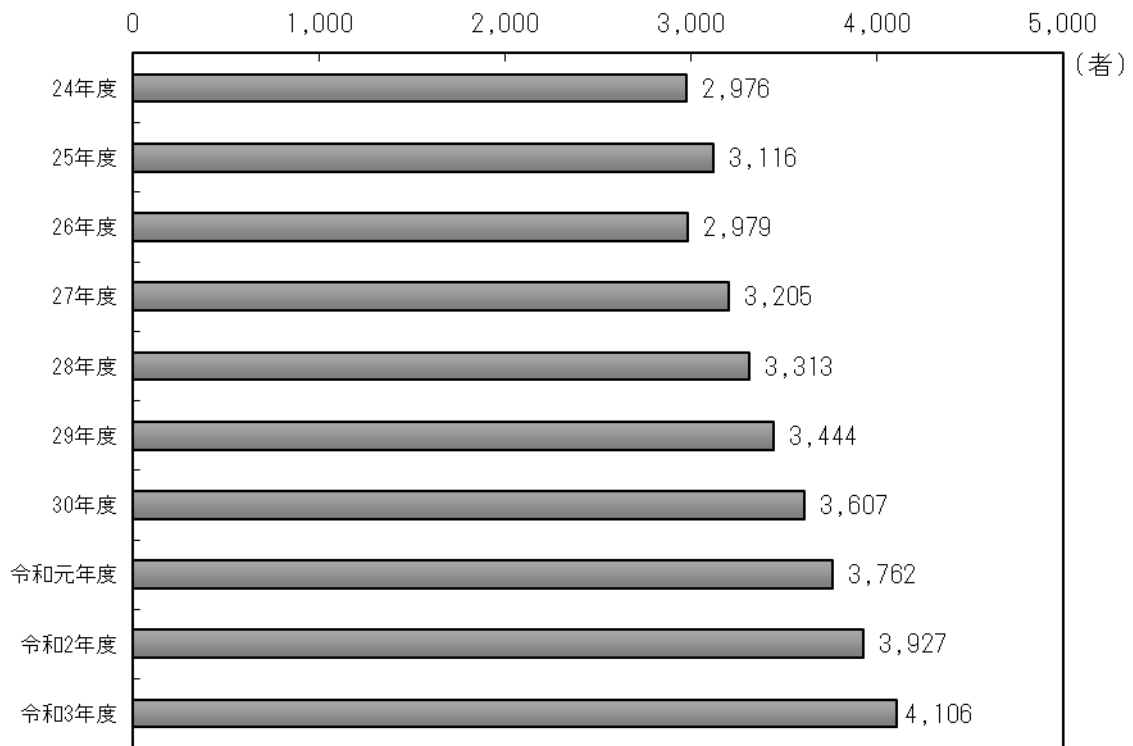


図-26 (特別管理) 産業廃棄物処理業 許可業者数の推移  
 (注) 大津市は含んでいません。

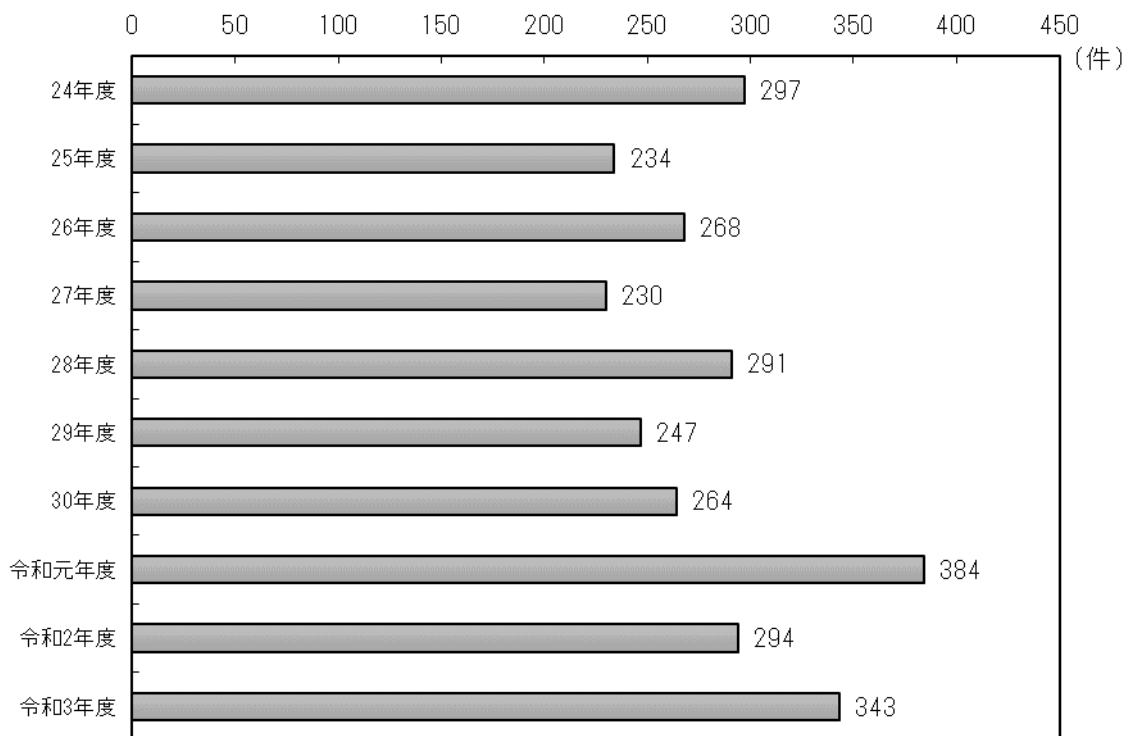


図-27 (特別管理) 産業廃棄物処理業 新規許可件数の推移  
 (注) 大津市は含んでいません。

#### 4 産業廃棄物処理施設の状況

令和3年度末における産業廃棄物処理施設は191施設で、このうち中間処理施設が183施設、最終処分場が8施設となっています。

表-23 焼却処理施設の設置状況(令和3年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (区分ごとの合計)
汚泥の焼却施設	3	21.8 (m <sup>3</sup> /日)
廃油の焼却施設	4	184.2 (m <sup>3</sup> /日)
廃プラスチック類の焼却施設	9	93.3 (t/日)
焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	14	444.6 (t/日)
計	30	-

(注) 大津市は含んでいません。

表-24 焼却以外の中間処理施設の設置状況(令和3年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (施設の種類ごとの合計)
汚泥の脱水施設	25	1,807.9 (m <sup>3</sup> /日)
汚泥の乾燥施設(機械)	1	65.5 (m <sup>3</sup> /日)
廃油の油水分離施設	7	876.2 (m <sup>3</sup> /日)
廃酸・廃アルカリの中和施設	2	168.0 (m <sup>3</sup> /日)
廃プラスチック類の破砕施設	37	3,713.4 (t/日)
木くず又はがれき類の破砕施設	81	34,910.1 (t/日)
計	153	-

(注) 大津市は含んでいません。



表-25 最終処分場の設置状況(令和3年度末現在)

設置主体		施設の種類			計	
		安定型	管理型	遮断型		
排出事業者 (民間)	施設数	2			2	
	面積(m <sup>2</sup> )	12,964			12,964	
	容積(m <sup>3</sup> )	96,799			96,799	
	残容積(m <sup>3</sup> )	3,143			3,143	
処理業者 (民間)	施設数	4			4	
	面積(m <sup>2</sup> )	19,543			19,543	
	容積(m <sup>3</sup> )	99,571			99,571	
	残容積(m <sup>3</sup> )	4,991			4,991	
公 共	排出事業者	施設数			0	
		面積(m <sup>2</sup> )			0	
		容積(m <sup>3</sup> )			0	
		残容積(m <sup>3</sup> )			0	
	処理業者	施設数	1	1		2
		面積(m <sup>2</sup> )	21,756	98,000		119,756
		容積(m <sup>3</sup> )	52,044	1,300,000		1,352,044
		残容積(m <sup>3</sup> )	14,665	369,030		383,695
公 共 計	施設数	1	1		2	
	面積(m <sup>2</sup> )	21,756	98,000		119,756	
	容積(m <sup>3</sup> )	52,044	1,300,000		1,352,044	
	残容積(m <sup>3</sup> )	14,665	369,030		383,695	
計	施設数	7	1	0	8	
	面積(m <sup>2</sup> )	54,263	98,000	0	152,263	
	容積(m <sup>3</sup> )	248,414	1,300,000	0	1,548,414	
	残容積(m <sup>3</sup> )	22,799	369,030	0	391,829	

(注) 公共の処理業者とは、産業廃棄物の処理をその事務として行う自治体および公共関与の処理業者を言います。

(注) 公共の処理業者とは、産業廃棄物の処理をその事務として行う自治体および公共関与の処理業者を言います。

(注) 大津市は含んでいません。

表-26 処理施設の新規設置許可件数(令和3年度)

	新規設置許可件数	
中間処理施設	6件 (内訳)	
	廃プラスチック類の破碎施設	3施設
	木くず又はがれき類の破碎施設	3施設
最終処分場	0件	

(注) 大津市は含んでいません。

## 5 公共関与による産業廃棄物処理事業

公共が関与した産業廃棄物処理事業主体は、現在、(公財)滋賀県環境事業公社のみとなっています。

(公財)滋賀県環境事業公社は、国の「廃棄物処理センター」の指定を受け、産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」の整備を実施し、平成20年10月30日から供用しています。

表-27 公共関与による産業廃棄物処理事業の概要（令和4年3月末現在）

事業主体の名称	公益財団法人 滋賀県環境事業公社
所在地	甲賀市甲賀町神 645 番地 Tel0748-88-9191
施設の名称および所在地	クリーンセンター滋賀 甲賀市甲賀町神 645 番地
出資団体および出資金額の内訳	事業者 27,700 千円 基本財産 55,700 千円 県 18,000 千円 市町 10,000 千円
設立年月日	昭和 57 年 12 月 16 日
事業開始	平成 20 年 10 月 30 日
事業内容	埋立処分（管理型） 埋立面積：98,000m <sup>2</sup> 全体埋立容量：1,300,000m <sup>3</sup>
受入廃棄物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、建設系混合廃棄物、廃石膏ボード、石綿含有廃棄物

## 6 PCB廃棄物保管状況等届出の状況

PCBを含む変圧器、コンデンサー等を保管する事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）第3条の規定により、自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないと定められているとともに、同法第8条の規定により、毎年度、その保管・使用状況等に関して滋賀県知事（大津市にあっては、大津市長）に届出書を提出することを義務づけられています。

令和3年度末におけるPCB廃棄物の保管等の状況について、事業者から本県に対し届け出られたものは表-28、29のとおりです。

PCB廃棄物を保管する事業者は、関係法令に基づき、令和8年度末まで（高濃度は令和2年度末まで）にその全量の適正処理を行わなければなりません。

表-28 PCB廃棄物の保管状況（令和3年度末）

廃棄物の種類	保管事業場数	保管量 (台・個)
変圧器（トランス）	129	297
コンデンサー（3kg以上）	35	56
コンデンサー（3kg未満）	19	81
安定器	35	563
その他電気機械器具	33	103

(注) 大津市内の事業場で保管されているものは含んでいません。

表-29 PCB使用製品の使用状況（令和3年度末）

使用製品の種類	使用事業場数	使用量 (台・個)
変圧器（トランス）	102	222
コンデンサー（3kg以上）	15	23
コンデンサー（3kg未満）	3	8
安定器	0	0
その他電気機械器具	12	36

(注) 大津市内の事業場で使用されているものは含んでいません。

## 7 監視指導等の状況

「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」（平成 21 年滋賀県告示第 77 号）に基づき令和 3 年度に行った事業所等に対する立入調査は 421 件、法に基づく行政処分は 2 件でした。

また、令和 4 年における廃棄物処理法違反による検挙件数は 91 件、検挙者数は 100 人でした。

表-30 立入検査の件数

	令和 2 年度	令和 3 年度
立入対象施設数	420	415
立入施設数	419	366
立入施設延べ数	465	421

（注）立入対象施設とは、廃棄物処理法第 8 条および第 15 条に係る施設ならび同法第 14 条に係る積替保管、中間処理および最終処分の用に供する施設を言い、大津市は含んでいません。

表-31 行政処分等の件数（令和 3 年度）

行政処分等	件数
改善命令	0
措置命令	0
処理施設使用停止命令	0
処理業許可停止命令	0
処理業許可取消	2
処理業不許可	1
処理施設設置許可取消	0
指導票交付	41

表-32 廃棄物処理法違反による検挙件数等の推移

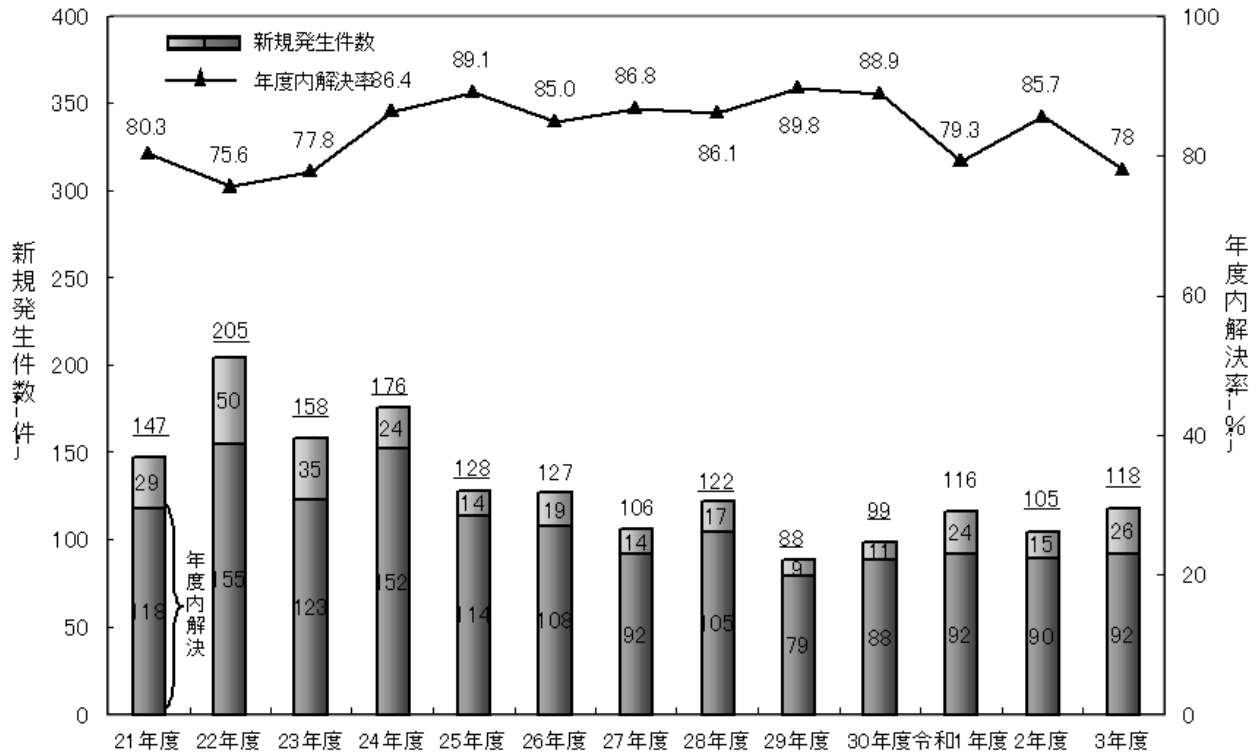
	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙件数(件)	84	86	72	76	69	69	72	64	84	84	75	87	91
検挙者数(人)	97	106	87	83	79	73	82	75	81	88	81	99	100

※検挙件数は、年単位での集計になっています。

## 8 不法投棄等の状況

滋賀県における産業廃棄物不法投棄等不適正処理事案の令和3年度新規発生件数は118件で、平成22年度の205件に対し、大幅に減少しています。しかし、平成27年度には、大規模（約11万トン）な不適正処理事案（不法な廃棄物の埋め立て）が発生するなど、悪質かつ巧妙な手口の不法投棄等の不適正処理事案は後を絶たない状況であり、9で後述する対策を進めています。

産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数の推移は図-28のとおりです。



(注) 平成21年度に中核市になった大津市の件数を含みます。

図-28 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率の推移

## 9 不法投棄対策

不法投棄や不適正処理が発生すると地域社会の生活環境への影響が大きく、また、発見が遅れた場合、その是正には長い時間と多額の費用、多大な労力が必要になります。

そのため、県では、不法投棄等の未然防止とともに早期発見・早期対応を重視し、不法投棄監視指導員を配置して定期パトロールを行うほか、休日や夜間に対応するための民間警備会社によるパトロール、監視カメラの活用、無人航空機による上空からの監視、タブレット端末の活用、警察と連携した監視取締、近隣府県との合同による産業廃棄物運搬車両の路上検査などを実施しています。

さらに、このような行政による監視活動に加えて、地域住民などにより構成される不法投棄防止パトロール隊や郵便局・農業協同組合・森林組合・トラック協会などの事業者の方々の協力を得るなど、監視体制の強化を図っています。

### (1) 地域ごみ対策会議の開催

産業廃棄物等の不法投棄事案に迅速かつ厳正に対処するとともに、これらの不法投棄の未然防止を図るため、各環境事務所管内に地域ごみ対策会議を設置しています。

当会議では、構成員である県関係機関・市町・警察が連携を強化し、一体となって不法投棄事案に対処するとともに、不法投棄等に係る総合的かつ効果的な対策等を講じるための取組を推進しています。

### (2) 不法投棄防止強調月間事業

平成6年度から「不法投棄防止強調月間」を定め、当該期間内に産業廃棄物等の不法投棄防止に対する意識を県民に集中的に喚起するなどして、廃棄物に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

また、地域における廃棄物の不法投棄に対しても、関係部局・機関の協調のもとに集中的な監視パトロールを展開するなどして、その根絶に向けた取組を行っています。

#### ●啓発活動

- ・ 広報車による啓発
- ・ パンフレットによる啓発
- ・ のぼり旗による啓発
- ・ ラジオCMによる啓発

#### ●監視指導活動

- ・ 産業廃棄物許可施設への立入検査
- ・ 産業廃棄物運搬車両の路上検査
- ・ 建設工事現場立入による産業廃棄物適正処理指導

(3) 地域協働原状回復事業

不法投棄防止パトロール隊等が発見した後、行為者不明等により放置され、地域の景観に支障がある産業廃棄物について、地域住民と市町・県が協働で撤去し、原状回復を図ります。

(4) その他の事業

- ・ 監視パトロール（平日）
- ・ 不法投棄、不適正保管、野外焼却の指導・取締
- ・ 民間警備会社による監視パトロール（休日や夜間）
- ・ 無人航空機による上空からの監視
- ・ 郵便局、森林組合等の協力による不法投棄監視

●電子マニフェスト

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載した産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）を交付し、報告を受けることで適正に処理されたことを把握・管理する制度のことを「産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）」といいます。

このマニフェストを電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク内で情報共有し、事務処理の効率化ができる仕組みが電子マニフェストです。

令和2年4月からは、特別管理産業廃棄物を多量に排出（年間50 t以上）する事業者に対し、マニフェストの交付に代えて、電子マニフェストの使用が義務付けられています。

# ごみゼロしが

滋賀県ごみ減量・資源化情報サイト



廃棄物に関する  
総合情報サイト

「ごみゼロしが」は、事業者や団体、行政が実施するごみの減量・資源化につながる取組や事業者支援を目的とした補助金等の情報を紹介しているHPです。平成28年のリニューアルにより、役立つ情報が一層充実しました。

詳しくは、下記のURLから県HPをご覧ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/gomizero/index.html>

※「ごみゼロしが」のメールマガジンでは、最新情報等を配信していますのでご登録をお願いします。

## 滋賀県の廃棄物

令和5年3月

編集・発行

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL (077) 528-3472・3477

FAX (077) 528-4845

